

令和5年度
大阪府内市町村における
子どもの貧困対策取組事例集

Ⅱ 支援につなぐ取組、地域の居場所への支援

令和5年12月
大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課

【支援につなぐ取組、居場所への支援について】

- ・大阪府子ども総合計画後期事業計画（第二次大阪府子どもの貧困対策計画）では、市町村と連携し、教育委員会、福祉・保健部局等の協働により、貧困など困難を抱える子どもや保護者を地域の見守りや支援につなぐ取組を進めることとしています。
- ・また、子どもの居場所は、子どもや保護者の孤立を防ぎ地域で見守るとともに、子どもや保護者が抱える課題を見出し支援につなぐ場ともなり得る有意義な取組であることから、交付金を活用し、市町村における居場所づくりの取組を支援しているところです。
- ・この事例集では、市町村が地域の実情に応じて実施する「子どもや保護者を支援につなぐ取組」及び「居場所への支援」について、紹介しています。

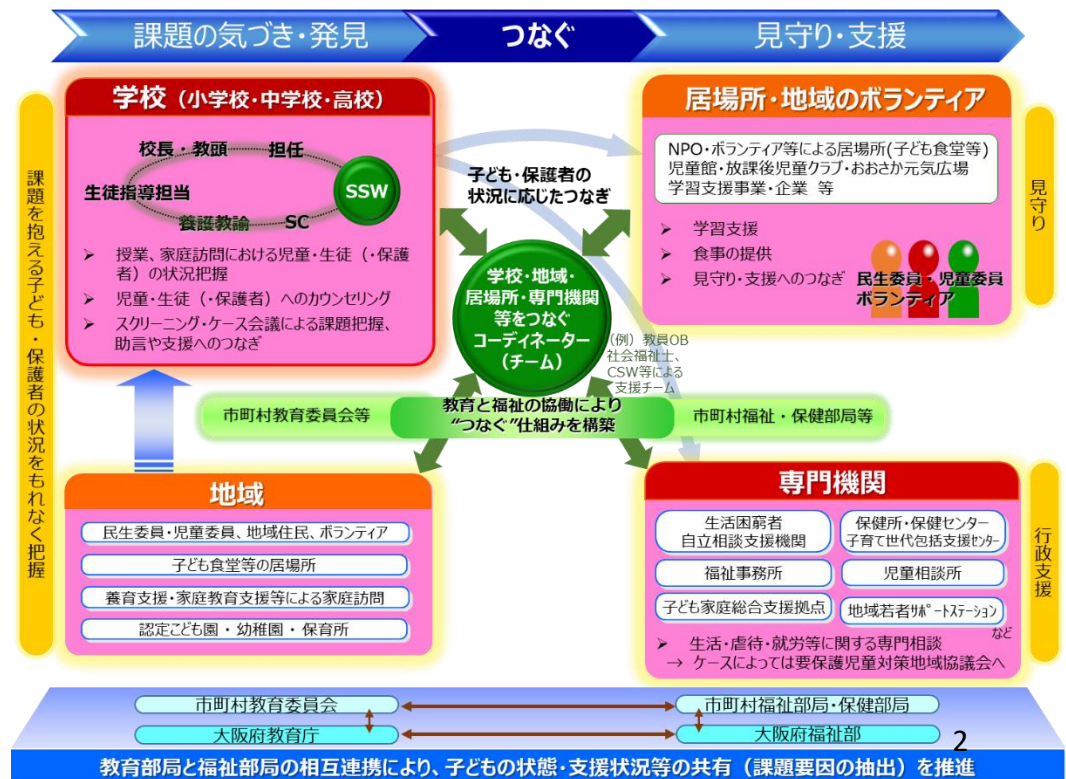
◆取組の区分◆

(1) 貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組

- A 学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ
- B 就学前から就学後の切れ目ない支援
- C 居場所と連携した見守り
- D 一元的な相談窓口の設置
- E その他、貧困などの困難を抱える子どもを支援につなぐための市町村独自の取組

(2) 地域の居場所への支援

学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども(保護者)を支援につなぐスキーム



【目次】

・大阪市こどもサポートネット(大阪市).....	P 5
・不登校生徒支援事業(大阪市港区).....	P 6
・児童虐待防止のための保育所・幼稚園等版こどもサポートネット事業 (大阪市東淀川区).....	P 7
・あさひ育み学び舎事業(大阪市旭区).....	P 8
・若者自立支援事業【高校中退者への支援策】(大阪市).....	P 9
・児童虐待ゼロ対策 就学前児童サポート事業(大阪市浪速区).....	P11
・2歳児子育てケアプラン作成事業(大阪市住之江区).....	P12
・放課後学習チャレンジ教室事業(大阪市住之江区).....	P13
・こども支援ネットワーク事業(大阪市).....	P14
・こどもの居場所等における学び・生活サポート事業 (大阪市天王寺区).....	P15
・旭区こども食堂学習支援事業(大阪市旭区).....	P16
・平野区こども学力サポート事業(大阪市平野区).....	P17
・都島区小学生サポート事業(大阪市都島区).....	P18
・ひらの青春生活応援事業(大阪市平野区).....	P19
・浪速まなび支援事業(大阪市浪速区).....	P20
・「子どもの貧困」をなくすための子どもと学校等支援事業 (大阪市中央区).....	P21
・さかい子ども食堂ネットワーク構築事業(堺市).....	P22
・さかい子ども食堂開設補助金(堺市).....	P23
・岸和田市学習支援事業(学習支援)(岸和田市).....	P24
・放課後学習支援事業(岸和田市).....	P25
・いじめ防止教育相談充実事業(岸和田市).....	P26
・スクールソーシャルワーカー活用事業(豊中市).....	P27
・幼保小連絡協議会(豊中市).....	P28
・こども総合相談事業(豊中市).....	P29
・豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金(豊中市).....	P30
・子どもの居場所ネットワーク事業(豊中市).....	P31
・子どもの居場所・相談支援拠点事業(豊中市).....	P32
・いじめ・不登校等トータルサポート事業(池田市).....	P33
・NPO連携教育相談等支援事業(池田市).....	P34
・教育相談事業(池田市).....	P35
・地域学習教室事業(池田市).....	P36
・こども食堂開設支援事業(池田市).....	P37

・子どもサポートチーム事業(吹田市).....	P38
・子供の生活支援事業(吹田市).....	P39
・青少年活動サポートプラザ相談事業(吹田市).....	P40
・家庭教育支援事業(泉大津市).....	P41
・子ども食堂運営支援事業(高槻市).....	P42
・貝塚市子ども食堂支援補助金交付事業(貝塚市).....	P43
・子ども見守り強化事業(守口市).....	P44
・母子保健活動(枚方市).....	P45
・子どもの未来応援コーディネート事業(枚方市).....	P46
・子どもの居場所づくり推進事業(枚方市).....	P47
・ユースプラザ事業(茨木市).....	P48
・茨木市学習・生活支援事業(茨木市).....	P49
・こども食堂報償金支給事業(茨木市).....	P50
・若者相談支援事業(八尾市).....	P51
・子どもを見守る学力向上推進事業(八尾市).....	P52
・いじめ・不登校対策事業(八尾市).....	P53
・プレママ・親子相談・交流事業(八尾市).....	P54
・子どもの居場所づくり推進事業(八尾市).....	P55
・子どもの未来応援事業(泉佐野市).....	P56
・子どもの未来応援事業(こども朝食堂事業)(泉佐野市).....	P57
・子ども食堂運営支援事業(富田林市).....	P58
・子ども食堂支援事業(寝屋川市).....	P59
・子ども食堂支援事業(大東市).....	P60
・子どもの貧困対策推進事業(和泉市).....	P61
・子ども成長見守りシステム管理運営事業(箕面市).....	P62
・社会的居場所づくり事業補助金(柏原市).....	P63
・羽曳野市日常生活支援事業(羽曳野市).....	P64
・羽曳野市子どもの居場所づくり事業補助金(羽曳野市).....	P65
・子どもの未来応援ネットワーク事業(門真市).....	P66
・公民連携子どもの居場所事業(子どもLOBBY)(門真市).....	P67
・支援対象児童等見守り強化事業金(門真市).....	P68
・「チーム学校」支援体制充実事業(門真市).....	P69
・子ども食堂運営補助事業(摂津市).....	P70
・学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業(東大阪市).....	P71
・食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業(東大阪市).....	P72

【目次】

・子ども食堂応援事業(泉南市).....	P73
・教育支援センターにおける機能拡充(四條畷市)	P74
・アウトリーチ型家庭教育支援事業(交野市)	P75
・情(こころ)の教育実践支援事業(交野市).....	P76
・生徒指導支援員派遣事業(交野市).....	P77
・学習支援員派遣事業(交野市).....	P78
・教育相談員配置事業(交野市).....	P79
・教育センター非常勤職員配置事業(交野市).....	P80
・開校支援事業(交野市).....	P81
・子どもの貧困緊急対策事業(大阪狭山市).....	P82
・大阪狭山市子どもの居場所づくり推進事業(大阪狭山市).....	P83
・家庭教育支援事業(スクールカウンセラー配置)(阪南市).....	P84
・家庭教育支援事業(教育支援センター)(阪南市)	P85
・島本町子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業(島本町).....	P86
・子育て・家庭教育支援事業(能勢町).....	P87
・子どもの貧困対策強化促進事業(能勢町).....	P88
・忠岡町立小学校スクールカウンセラー配置事業(忠岡町).....	P89
・忠岡町適応指導教室等運営事業(忠岡町).....	P90
・子ども相談ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)による 引継ぎ巡回(熊取町).....	P91
・子ども食堂の推進(熊取町).....	P92
・教育相談事業(田尻町).....	P93
・授業支援員配置事業(田尻町).....	P94

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

大阪市こどもサポートネット (R5予算:293,820 千円)

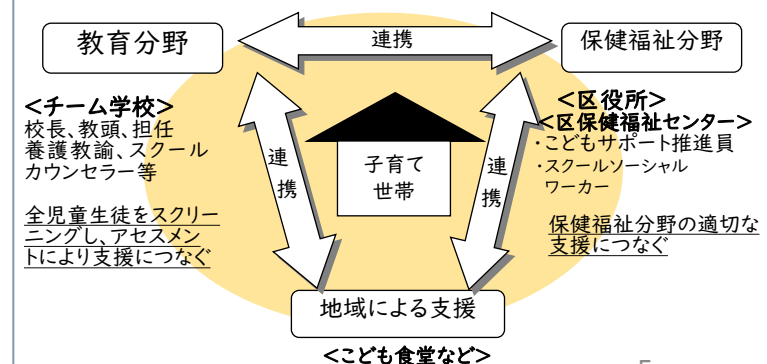
事業概要

- ・学校でのスクリーニングにより世帯の経済的困窮等をはじめとした課題を抱える要支援者を見出し、区役所と連携して保健福祉の支援制度や地域資源の適切な支援につなぎ、要支援者を社会全体で総合的に支える仕組みとして、平成30年度から2年間、モデル7区で実施し、令和2年度からは全24区において実施している。
- ・コーディネートできる職員を各区に配置し、学校でのスクリーニングにより、明らかになった課題に対し、アウトリーチにより必要な支援につなぐとともに新たな地域支援の創出に向けた啓発などを行う。

取組のポイント

- 学校における気づきを、区役所や地域等につなぎ、社会全体で支える、区長のマネジメントによる仕組みである。
- 具体的には、学校における「気づき」を、「見える化」して、区役所や地域の支援につなげるため、全児童・生徒の状況を把握するスクリーニングシートを学校に導入し、教職員とともにこどもサポートネットスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーがスクリーニングシートを基に専門的な見地からアセスメントを行い、こどもサポート推進員等が課題に応じた適切な支援につなげる事業である。

大阪市こどもサポートネット概念図 ～学校の「気づき」を必要な支援につなぐ取組み～



- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○		○			

不登校生徒支援事業 (R5予算: 5,327千円)

事業概要

- ・不登校生徒を支援するサポーターを区内全5中学校へ配置する。
- ・登校支援、別室登校支援、家庭へのアウトリーチ的支援、放課後の学習支援、学校内での居場所開設の支援を行う。
- ・取組にあたっては、学校及び不登校関連の区施策である各種教育相談事業(区専属のスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、子育てに関する心理相談員、家庭児童相談員等)や地域で実施しているこどもの居場所事業などとの連携を行う。

取組のポイント

- ・不登校は、貧困と関連し子どもの学力・進学・就職等に大きな影響を与え、長期化すれば回復がより困難となる。
- ・従って、初期対応と長期化する前の期間に注目した対応が重要であることから、それらの時期にアウトリーチ型の支援を不登校児童生徒とその保護者に提供することにより、不登校の長期化による貧困の連鎖や新たな貧困を生むことを抑制する。

【特徴的な取組】

- ・学校内での居場所を毎週定期的に開設することによって、不登校への抑止につなげるとともに、生徒とサポーターとの信頼関係を構築する場としている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
	○				

児童虐待防止のための保育所・幼稚園等版こどもサポートネット事業 (R5予算:12,249千円)

事業概要

- ・要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)にあげた子ども及び要対協にあげるまでには至らない要観察すべき子どもについて、現場の施設長や監督職でスクリーニングし、現場での保育・個別支援や、保健福祉分野での支援を検討した上で、職員会議等で共有する。
- ・また、巡回する職員も参画するとともに、適切に関係機関や地域等につなぐことで、社会全体で子育て支援を行うとともに、区全体の共通課題を見つけ出し、社会全体で支える。

取組のポイント

保育・教育と保健福祉の分野をつなぐコーディネート機能を設置

- ・保育所・幼稚園・地域子育て支援センター等のアセスメントと支援方針検討に参画
- ・大阪市こどもサポートネット事業との連携により、当該家庭に関する情報をよりの確かつ迅速に把握できる。
- ・担当施設を巡回し、日常的な連携を通じて進捗管理
- ・適宜、関係機関の会議に出席し、本事業の取組等を周知
- ・支援状況等に関する情報を保育所・幼稚園・地域子育て支援センター等へ提供し、各施設での支援に活用

※サポーターは地域資源の把握と開発を行うとともに、施設長と連携し、課題を抱えるこどもやその世帯を保健福祉分野の支援や地域による支援につなぐ。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○	○	○	

あさひ育み学び舎事業 (R5予算:6,870千円)

事業概要

・経済的な要因等による生活環境の問題により、学習環境や生活習慣が十分でないために、進学や就職を含む自分の将来の生活について想像することが困難となっている中・高生に対し、安心できる環境(居場所)において知識や教養、生活力を身につけ、自ら進路選択ができるように、また自らに適した職業に就くことができるように学習支援および自立支援・居場所支援並びに相談支援を行う。

取組のポイント

- ・日々の学習等支援での関わりの中で、その子ども及びその世帯に対して支援の必要性が出てきた場合、事業受託者との月1回の連絡会を通して事業担当者がケースの把握を行い、必要に応じて区の子育て支援室と連携、また経済的支援・保護者の就労支援が必要な場合は生活困窮者自立相談支援窓口へつなぐ。また教育にかかる支援については中学校等の担任と連携を取りながら、必要に応じて他の学習支援事業(子ども自立アシスト事業)や居場所事業(フリースクール等)につなぐ。
- ・令和4年度より、学習支援、自立支援、居場所支援を個々のニーズに応じて包括的に支援を行う「あさひ育み学び舎事業」として実施。



- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
				○	

若者自立支援事業【高校中退者への支援策】(R5予算:8,131千円)

事業概要

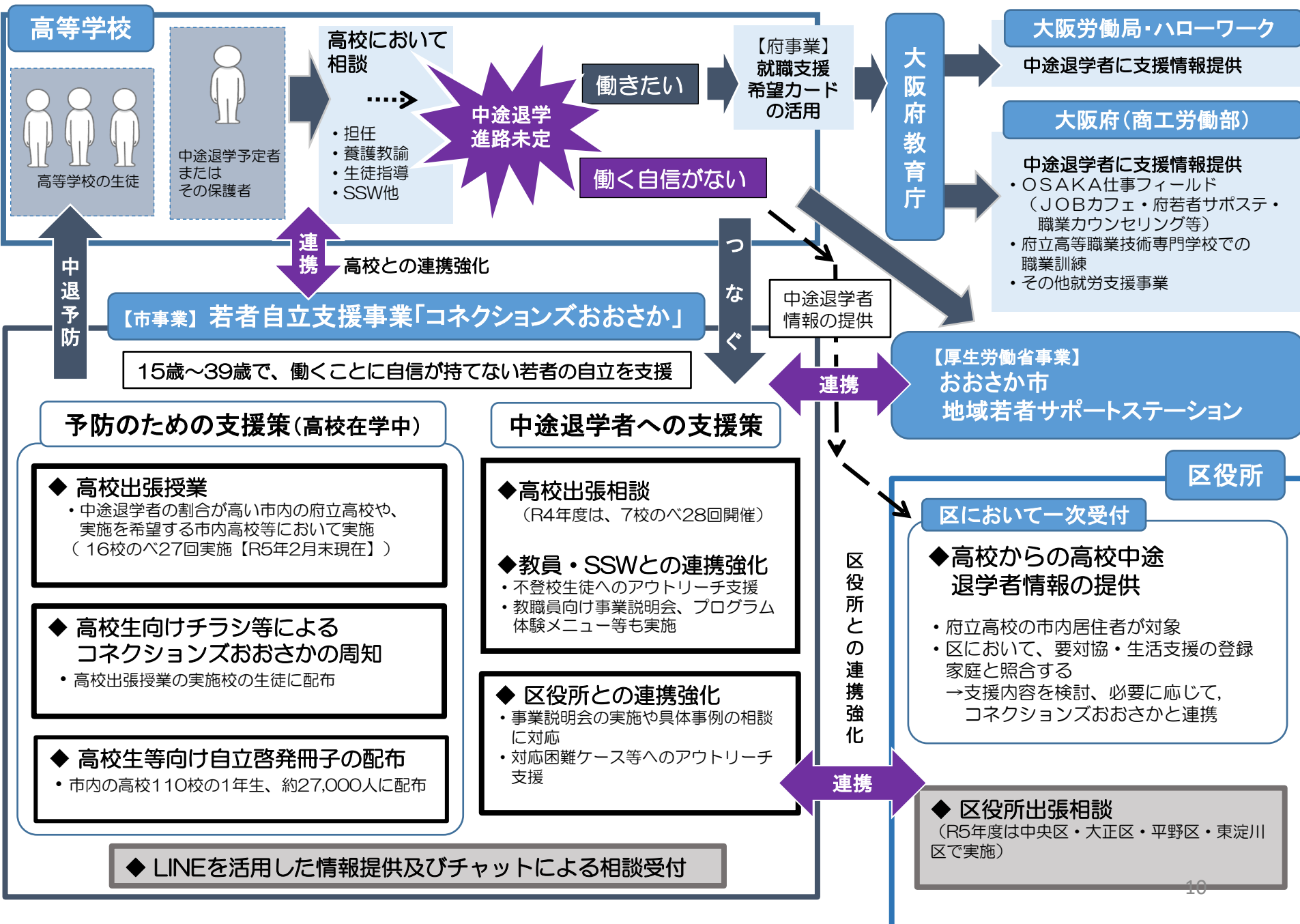
- ・青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加し、自立していくことに課題を抱える若者に対し、それぞれの置かれている状況やニーズに応じて、相談にのりながら、さまざまなサービスにつなぎ、若者の社会参加に向けた自立を支援することを目的に若者自立支援事業(コネクションズおおさか)を実施している。
- ・高校を中途退学してしまうと学校からの支援やフォローが届かなくなってしまうため、不登校や中途退学となる可能性のある生徒を早期発見し、在校中から適切な相談機関に確実につないでいくことが重要であることから、こども青少年局(コネクションズおおさか)と府立高校等の連携のもと、若者自立支援事業を活用し高校出張授業を実施するとともに、学校が「コネクションズおおさか」で支援が必要と判断した生徒は、情報提供を受け、個別支援につなげる。
- ・また、支援を必要とする中途退学者や中途退学の可能性がある生徒の情報を早い段階で学校と共有し、適切な支援につなげるため、学校で出張相談を実施する。高校を中退した生徒の情報(本人同意があった場合のみ)が居住区の区役所に提供されることから、区役所と連携をさらに強化し、一人ひとりの状況に応じた支援を実施する。

取組のポイント

- ・市内府立高校で校内出張相談を実施する事で、雑談の中から生徒の悩みを聞くことができるとともに、相談することのハードルを少しでも下げることができる。また、学校に所属している間に生徒とつながっておくことができる。
- ・市内府立高校において、高校出張授業を実施することで、進路や将来の生活設計を考える機会としてもらい、相談することの大切さやコネクションズおおさかの取組について周知を行う。
- ・LINEチャットを実施することで、相談に対するハードルが下がり、若者とつながりやすくなり、本格的な相談やコネクションズおおさかへの登録の前段階として若者が抱える悩みや課題を聞くことができる。

※主な取組「②コネクションズおおさかの周知、コネクションズおおさかへつなぐための仕組み」参照

②コネクションズおおさかの周知、コネクションズおおさかへつなぐための仕組み



- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
	○				

児童虐待ゼロ対策 就学前児童サポート事業 (R5予算:7,109千円)

事業概要

- ・乳幼児健診の未受診者や就学手続きを行っていない世帯をはじめ、保育所・幼稚園等が発見した困りごとを抱える育児世帯に対し、適切な支援を実施するため、区役所に就学前児童サポート推進員を配置する。
- ・この推進員による積極的なアウトリーチにより、早期に困りごとを抱える世帯を発見し、福祉的支援に繋げることで、児童虐待の未然防止や重篤化の防止に努める。

取組のポイント

- ・就学前児童を抱える世帯へのアウトリーチを充実させ、支援につなげるため、区内保育施設等へ巡回訪問を実施。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
				○	

2歳児子育てケアプラン作成事業 (R5予算:10,322千円)

事業概要

- ・2歳児を養育する保護者を対象として、アンケートにより子育てに関する困りごとを把握し、個々に応じた「子育てケアプラン」を作成することで必要な子育て支援につなげる。
- ・妊娠期に、子育てケアプランのベースとなる個々に必要な情報を集約した「子育てファイル」を作成、提供することで、妊娠・出産を経て子育て期に至るまで安心して子育てが図れることを知ってもらい、児童虐待を未然に防止する。

取組のポイント

- ・健診等による把握の機会が少ない2歳児を養育する保護者を対象とすることで、出産から就学前までの切れ目のないアプローチを行うことにより、児童虐待の未然防止を図る。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
				○	

放課後学習チャレンジ教室事業 (R5予算:5,674千円)

事業概要

- ・こどもサポートネット事業等に関わる福祉分野の関係機関や支援者と連携し、こどもサポートネット事業の対象となる児童を中心に、児童個人の理解度に合わせ、学習を楽しむ体験をととした学習習慣の定着ならびに学習意欲向上を図る。

取組のポイント

- ・対象児童の理解度や特性に合わせた少人数体制で落ち着いた学習環境を整える。
- ・児童の家庭環境や特性に合わせ、福祉分野の関係機関や支援者と連携し、本事業への参加を促す。

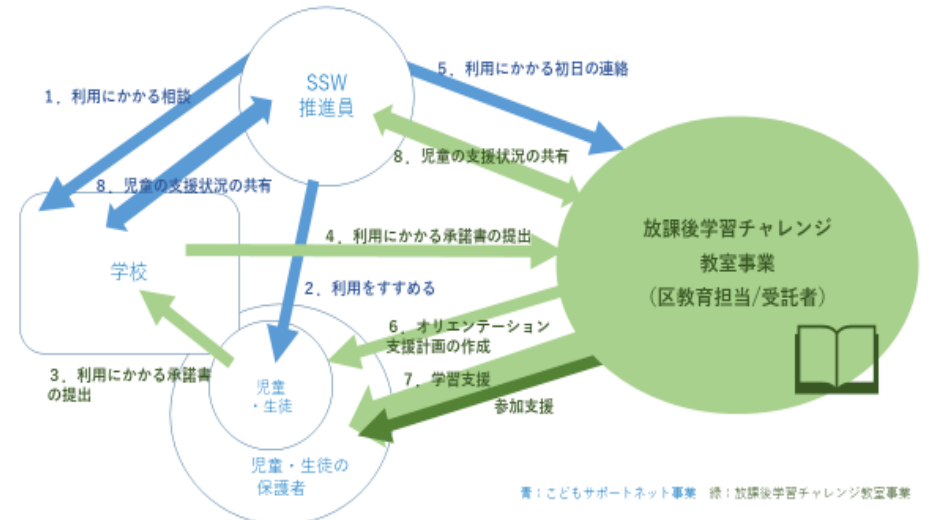


図 子どもサポートネット事業との連携モデル

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A) 学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B) 就学前から就学後の切れ目ない支援	(C) 居場所と連携した見守り	(D) 一元的な相談窓口の設置	(E) その他(独自の取組)	
					○

こども支援ネットワーク事業 (R5予算:20,613千円)

事業概要

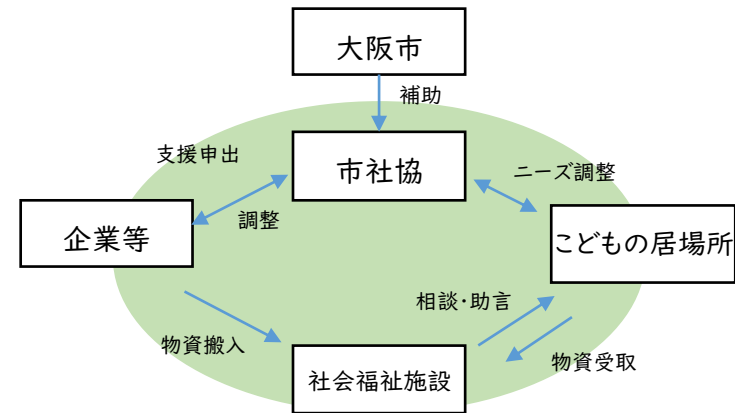
▶ 大阪市では、こども食堂等のこどもの居場所(以下、「こどもの居場所」という。)など、こどもの貧困などの課題解決に取り組むNPO法人や団体等と、事務局の大阪市社会福祉協議会や企業、社会福祉施設等が参加する「こども支援ネットワーク」を構築し、地域でこどもを育む機運の醸成を図っています。

○ネットワークの機能

- 1 活動団体の情報(取組内容や開催日程等)や支援企業の情報(支援内容等)をホームページ等により発信
- 2 活動団体・支援企業相互の情報共有を図るための定期的なミーティング(2か月に1回程度)の実施
- 3 活動団体の従事者(従事意向のあるものを含む)等を対象とする研修(2か月に1回程度)の実施
- 4 支援企業からの提供物資の仲介
- 5 活動団体でのボランティア活動の仲介
- 6 新たな活動団体の開拓、支援するための相談・助言、情報発信、イベント開催
- 7 活動団体の取組みの活性化を図るための調査・分析

取組のポイント

- ▶ こどもの居場所の市民ボランティアや利用者の傷害保険、借用施設の損害に対する賠償保険について、こども支援ネットワークに加入するこどもの居場所の保険料を大阪市社会福祉協議会に対し、大阪市の全額補助し、利用者の安心・安全を高めるとともに、運営基盤の強化を図っています。
- ▶ 基金を活用し、こどもの居場所で必要な物資(お米や衛生用品等)について、こども支援ネットワーク加入団体へ配付することで、活動を支援するとともに、ネットワークへの加入を促進しています。



- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

こどもの居場所等における学び・生活サポート事業 (R5予算:1,091千円)

事業概要

- こどもの居場所等での活動を子どもの学力向上・精神面の支援につなげるため、居場所等におけるサポーターの活動を支援する。
- 子どもの学力向上・精神面の支援に関し知識と経験のある者(大学生、元教員、塾講師経験者等)を、「学び・生活サポーター」として登録。民間事業者による居場所及び学校の放課後等にサポーターを派遣し、サポーターが子どもの学力向上・精神面の支援を行う。

取組のポイント

- 区役所においてサポーターを募集・登録し、居場所に派遣し、そのサポーターの報償金を負担することにより、民間事業者による居場所の開設及び運営のサポートにつながっている。
- 子どもの状況に応じて利用しやすくできるよう、民間事業者による居場所に加え、小・中学校の放課後等にもサポーターを派遣することとした。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A) 学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B) 就学前から就学後の切れ目ない支援	(C) 居場所と連携した見守り	(D) 一元的な相談窓口の設置	(E) その他(独自の取組)	
					○

旭区子ども食堂学習支援事業 (R5予算:555千円)

事業概要

- ・区内の子ども食堂に対し、学習支援員の派遣及び学習支援に必要な教材等を配備することによって、集まっている子どもへの学習支援等を行い、学習習慣の定着を図るとともに、自己肯定感を高めることを目指す。
- ・また、各子ども食堂がかかえる個別課題に対してコーディネーターを配置し、各子ども食堂に対するアドバイスや相談支援、子ども食堂間等との連携を図るためのネットワーク会議の開催など、子ども食堂の運営を積極的に支援する。

取組のポイント

- ・既存の子ども食堂の継続と自立運営に向けた支援
- ・子どもの学習支援並びに自己肯定感としっかりと生き抜く力を育むための取組に対する支援

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

平野区こども学力サポート事業 (R5予算:5,221千円)

事業概要

- ・区内小学校やこどもの居場所に指導員を派遣し、児童の学習を支援する。
- ・支援内容については、各箇所が多様な学力支援ニーズ(教科、対象学年・児童、教材等)にあわせた支援を進める。

取組のポイント

- ・児童にとって学習習慣の定着が図られると共に、教員を目指す学生にとっては経験を積みキャリア形成を図ることができる。
- ・児童・学生がお互いに好影響を与えることが期待される取組である。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

都島区小学生サポート事業 (R5予算:7,376千円)

事業概要

- ・家庭環境などに課題を抱える小学生をサポートするため、学習支援・児童の観察(見守り)・悩み相談を行う居場所を区内全9地域に開設し、必要に応じて学校や子育て支援室につなぐ。
- ・学習意欲の向上や学習習慣定着のほか、不安解消にも取り組むことで、子どもを支える環境の充実を図る。

取組のポイント

- ・小学生がひとりでも参加可能な場所や時間に開設し、家や学校以外のサードプレイスとしての機能を果たす。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
				○	

ひらの青春生活応援事業 (R5予算:6,864千円)

事業概要

平成28年度より、平野区独自事業として開始

<事業概要>さまざまな理由により、不登校に陥るおそれのある高校生一人ひとりに合わせた、高校生活の定着と卒業をめざす個別支援事業(学習支援ではありません)

<対象者>平野区内在住の高校生

<主な支援内容>

訪問支援事業

欠席がちな生徒に家庭訪問・学校訪問等を中心としたアウトリーチを実施。生徒や必要に応じて保護者から学校生活や家庭状況等の実態把握を行う。

学校生活プランの策定

支援対象生徒の生活状況を包括的に支援するための支援計画と、進級に必要な出席日数等の支援計画を策定し、生徒や学校等と共有する。

支援状況の報告

ひらの青春生活応援事業担当の区職員が本事業の全体管理を行うことから、個別支援の状況を適宜報告書にて報告し、場合によっては調整会議等によりその支援の方向性を確認する。

<URL>ひらの青春生活応援事業

<https://www.city.osaka.lg.jp/hirano/page/0000534803.html>

取組のポイント

- ・直接生徒に会えなくても、保護者との面談を通じて、間接的に支援を行なうこともある。
- ・相談を待つだけでなく、支援員が学校などを訪問し、支援が必要な生徒に対してアウトリーチを行なっている。
- ・生活困窮者自立支援窓口や生活支援課と連携し、高校卒業後も切れ目のない支援を行なっている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
				○	

浪速まなび支援事業 (R5予算:9939千円)

事業概要

・学習習慣定着のための支援として、放課後に小学校内で児童が宿題等の自主学習ができるように、児童の学習を見守る指導員を配置する「学習ルーム」を開設する。

取組のポイント

・学習習慣の定着や学習意欲の向上を図り、学力の向上につなげるために、放課後に各小学校内で宿題等の自主学習ができるよう指導員を配置する。

実施対象:区内全6小学校の小学1~3年生及び特に支援が必要な4年生以上の児童の学習

指導員:1日あたり3時間を上限に、2~3名配置

・「こどもサポートネット」とも連携し、本事業への参加を促し、また、特に学習支援が必要な児童に対してきめ細かな支援を行う。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

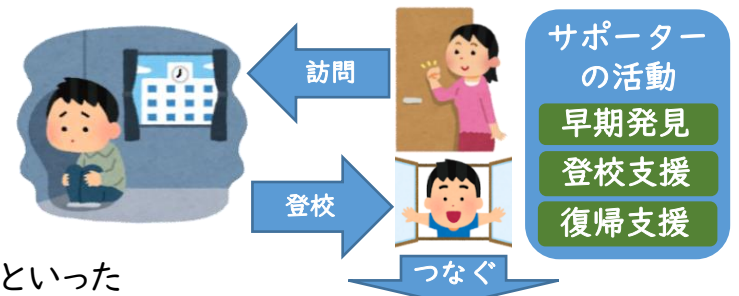
「子どもの貧困」をなくすための子どもと学校等支援事業 (R5予算:2,017千円)

事業概要

- ・コロナ禍以降に急増した区内の不登校(傾向含む)児童生徒の比率の高い小中学校にサポーターを配置する。遅刻や欠席をしがちな児童 生徒等に対し、家庭訪問による登校支援や登校後の寄り添い支援等の段階的な復帰支援をアウトリーチ型で行う。
- ・教職員や子どもサポートネット事業と連携し、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)等の専門家や関係機関等に効果的に繋げることを通じて、不登校児童生徒数の減少及び不登校の状態の改善、未然防止等に繋げる。

取組のポイント

- ・不登校は、将来的な貧困状態につながる可能性があり、子どもの学力・進学・就職等に大きな影響を与え、長期化すれば回復がより困難となる。
- ・早期対応と未然防止に着目した対応として、遅刻や欠席をしがち等といった児童生徒とその保護者に早期にアウトリーチ型の支援を提供することで、不登校の長期化による貧困の連鎖や新たな貧困を生むことを抑制する。



チーム学校
 教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
 こどもサポート推進員、学校医、民生委員・児童委員 etc

【特徴的な取組】

- ・学校でのスクリーニング会議等を活用し、SSWやこどもサポートネット推進員等と情報共有し、適切な支援に繋げる。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A) 学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B) 就学前から就学後の切れ目ない支援	(C) 居場所と連携した見守り	(D) 一元的な相談窓口の設置	(E) その他(独自の取組)	
		○			

さかい子ども食堂ネットワーク構築事業 (R5予算:25,512千円)

事業概要

様々な家庭環境で暮らす子どもたちが、地域の身近な場所で、安心して利用できる居場所や多様な体験ができる環境を構築するため、地域の多種多様な団体が運営する子ども食堂の開設と持続的な活動を支援する。

※ネットワーク参画子ども食堂数:94団体 (R5.10.1現在)

取組のポイント

(1) 課題を抱える子どもへの支援

- ① ネットワーク事務局(堺市社会福祉協議会)に福祉の専門職員を配置
- ② 子ども食堂を拠点に、課題を抱える子どもの発見し、見守り、必要に応じて適切な支援機関(SSW,CSW等)へのつなぎ

(2) ネットワークの形成

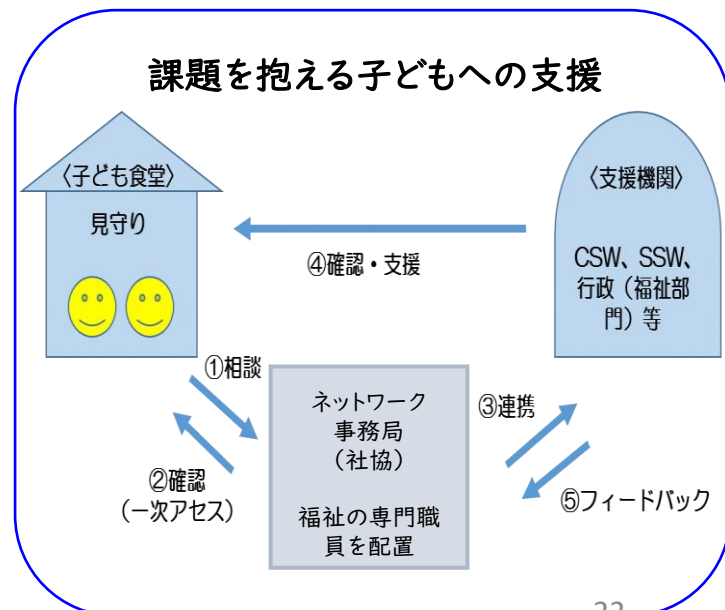
- ① 参画団体間で情報共有や課題を共有するための各種会議等の開催・運営
- ② ホームページ等により、参画団体の取組情報等の発信
- ③ 区域・小エリア型ネットワークの活性化への支援 等

(3) 新規開設団体の開拓・立ち上げ支援

- ① 子ども食堂が未開設の小中学校区を中心に、新規開設時の備品購入や設備改修等費用に対する補助(上限20万円/1か所)
- ② 立ち上げにかかるノウハウ提供、地域との調整 等

(4) 活動の継続支援

- ① 企業や団体等からの食材提供やボランティア等のマッチング
- ② 従事者向け研修の実施や賠償責任保険への加入
- ③ 活動ノウハウの提供、相談対応 等



- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

さかい子ども食堂開設補助金 (R5予算:2,000千円)

事業概要

〈目的〉

地域の身近な場所で子どもたちが安心して利用できる居場所や多様な体験ができる環境を構築するため、子ども食堂がない地域への開設を促す。

〈対象〉

既に補助金の交付を受けた団体がいない小学校区。

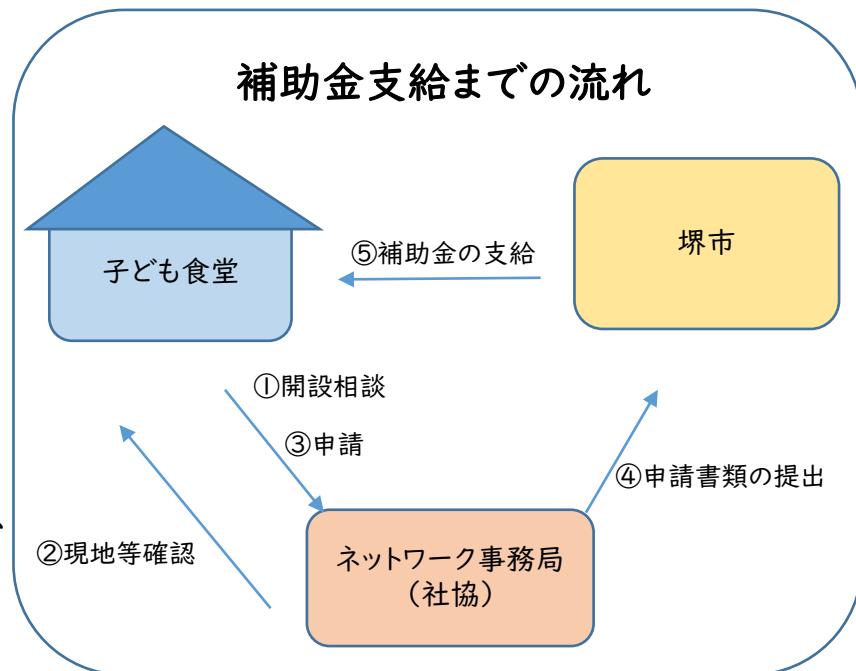
〈補助内容〉

子ども食堂の開設時の備品購入や設備改修等費用に対して、上限20万円を補助している。
ただし、上限として、月1回以上の開催を1年継続すること等としている。

取組のポイント

- 子ども食堂活動の拡がりに地域差があることから、補助金交付対象を子ども食堂がない地域での活動団体に限定し、市内全体に子ども食堂活動が拡がることをめざしている。
- 開設支援補助金交付後も一定期間の定期的な活動を条件にすることで子ども食堂活動の活発化をはかっている。

補助金支給までの流れ



- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

岸和田市学習支援事業(学習支援) (R5予算:6,985千円)

事業概要

- ・対象年齢: 中学3年生
- ・R5年度委託業者: 株式会社トライグループ
- ・支援対象者が基礎的な学力を身につけ、高校進学に向けて学力の向上を目指すとともに、進路相談や生活相談も行う。
- ・拠点型支援で市内3カ所の公共施設を利用し、週2回、18時30分~20時30分にかけて2時間の個別学習指導を実施している。基本的には1名の講師に対し、生徒1名から4名程度までとして対応しているため、生徒の学力や状態に合わせて学習できるようにしている。

取組のポイント

- ・参加申込の際に、保護者と生徒に参加申込書兼同意書を記入してもらい、出席、生活状況を学校や教育委員会等関係機関と支援に関して情報共有する旨の事前了承を得ている。
- ・月に1回、委託業者、教育委員会と事務局とで連絡会議を持っている。欠席が続いているなど、問題が報告された生徒については家庭環境の把握、登校状況の確認を進め、適切な支援につなげる。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

放課後学習支援事業 (R5予算:22,667千円)

事業概要

対象年齢:小学校3~5年生(750名)

令和5年度委託業者:株式会社トライグループ

- 支援対象者が基礎的・基本的な学力を身につけ、学力の向上を目指すとともに、放課後における居場所や学習機会の提供を行う。
- 市内小学校を会場とし、年30回(原則として週1回)1時間の学習指導を実施。
- 児童5~10名に指導員を1名配置し、国語・算数の個別指導を行う。児童のつまずきや苦手な单元まで遡り、指導を行うとともに、学習習慣の定着にもつなげられるように指導している。
- 学習支援等をおこないながら、生活面や学習面に課題のある子どもを早期に発見し、学校や市教委と情報共有を行い、SSWやSC等につなげる。

取組のポイント

- 委託業者と綿密に連携を取り、児童の出席状況や学習状況を共有している。学校・委託業者双方の学習支援に役立てるとともに、気になる児童の様子があった場合は学校に情報提供することで、多角的な児童理解に役立て、SSW,SC等との連携につなげられている。
- 指導員については、性別や年代等も勘案し、児童にとって、きょうだいや祖父母、保護者のような存在にもなっている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

いじめ防止教育相談充実事業 (R5予算:24,158千円)

事業概要

いじめ防止及び教育相談機能をさらに充実することを目的に本事業を展開。子どもや家庭の抱える課題を多角的に分析し、かつ迅速に対処することで、事態の深刻化を回避し、いじめ・不登校・虐待・問題行動や非行などの未然防止に繋げ、全ての子どもがよりよい学校生活を送ることができる環境づくりを行う。

○スクールソーシャルワーカー

児童生徒の取巻く環境を福祉的な観点から支援する。校内ケース会議に参加するとともに、様々な関係機関と協働態勢をつくりながら家庭を含めた支援を展開する。

○スクールカウンセラー

児童および保護者の心理支援を充実させ、不登校・いじめ・暴力行為等の不適応を未然防止するとともに、子どもたちの問題解決スキルや感情コントロールスキルを高める

取組のポイント

- ・専門家と教育委員会との会議を定期的にもち、好事例を共有するなどして、効果的な連携をすすめている。
- ・課題解決的な対応だけでなく、未然防止の観点での対応に力を入れている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

スクールソーシャルワーカー活用事業 (R5予算:46,588千円)

事業概要

- ▶ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の諸課題に対応するため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを学校に派遣
- ▶ スクールソーシャルワーカーは、教育委員会と連携して、概ね次の業務に従事
 - ① 校内の課題を抱える児童生徒に関する事案の整理
 - ② 校内・連携ケース会議等における福祉的視点からのアセスメントとプランニング
 - ③ 学校と関係機関・福祉部局等との円滑な連携のための連絡・調整
 - ④ 児童生徒・保護者・教員に対する相談活動
 - ⑤ 福祉的視点を生かした教職員に対する研修
 - ⑥ その他、教育委員会が必要と認めるもの
- ▶ 派遣方法は、下記の2種類
 - ① 定期的派遣(毎週1回派遣):校内支援体制の構築、長期欠席・問題行動に至る前の子どもの課題への早期対応等
 - ② 事案対応の派遣(学校からの依頼を受けて派遣):緊急に関係機関との連携を図る必要のある事案等への対応

取組のポイント

- ▶ 一部の定期的派遣校において、スクールソーシャルワーカーが関与し、スクリーニングシート等を使って家庭環境(貧困家庭等)に課題のある児童生徒のピックアップを行い、必要に応じて福祉事務所等の関係機関につないでいる

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
	○				

幼保小連絡協議会 (R5予算:7,382千円)

事業概要

- ▶ 就学前教育と学校教育の一貫したあり方を探ることを目的に、市内校園所の代表者による幼保小連絡協議会と、市内41小学校区を17ブロックに分けた校区連絡会を、年2回ずつ実施し、意見交換・交流を行っています。
- ▶ 校区連絡会においては、公私立のこども園、幼稚園、保育所、小規模保育施設、小学校、児童発達支援センターの教職員が集い、子どもの姿や課題を話し合い、“子どもにつけたい力”や“大人がすべきこと・考えるべきこと”について共通確認をしています。
- ▶ その時々課題に対応したテーマにて、全校園所を対象とした夏期研修会を年1回実施しています。

取組のポイント

- ▶ 令和5年度は、「『連携』から『接続』へ ~遊びの中の『学び』を捉え、小学校へつないでいく」の内容で夏期研修会を実施しました。鳴門教育大学 教授 木下光二さん等による分科会など6つの分科会を実施し、未就学や小学校教員など関係者239名の参加がありました。校区連絡会では17ブロックごとに訪問による対面やオンラインにより入所前施設と実際に交流する小学校の体験を訪問により実現するための取り組みを進めています。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A) 学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B) 就学前から就学後の切れ目ない支援	(C) 居場所と連携した見守り	(D) 一元的な相談窓口の設置	(E) その他(独自の取組)	
			○		

こども総合相談事業 (R5予算:26,471千円)

事業概要

子どもと家庭にかかるあらゆる相談に応じる「こども総合相談窓口」を設置するとともに、相談支援ネットワーク会議を構築し、部局間連携を推進します。

▶ こども総合相談窓口

平成27年度(2015年度)に設置したこども総合相談窓口では、平成28年度(2016年度)に、より子どもが容易に相談できるようにこども専用フリーダイヤルを開設し、平成29年(2017年)からは、365日24時間体制に拡大しています。

令和2年度(2020年度)からは、子ども専用LINE相談も開始(週1回)

▶ 相談支援ネットワーク会議

子どもや子育て家庭が抱える課題が複合化・複雑化していることから、平成28年度(2016年度)に設置し、人権、福祉、保健、若者、就労支援、教育、その他関係機関同士緊密な連携を進めています。

取組のポイント

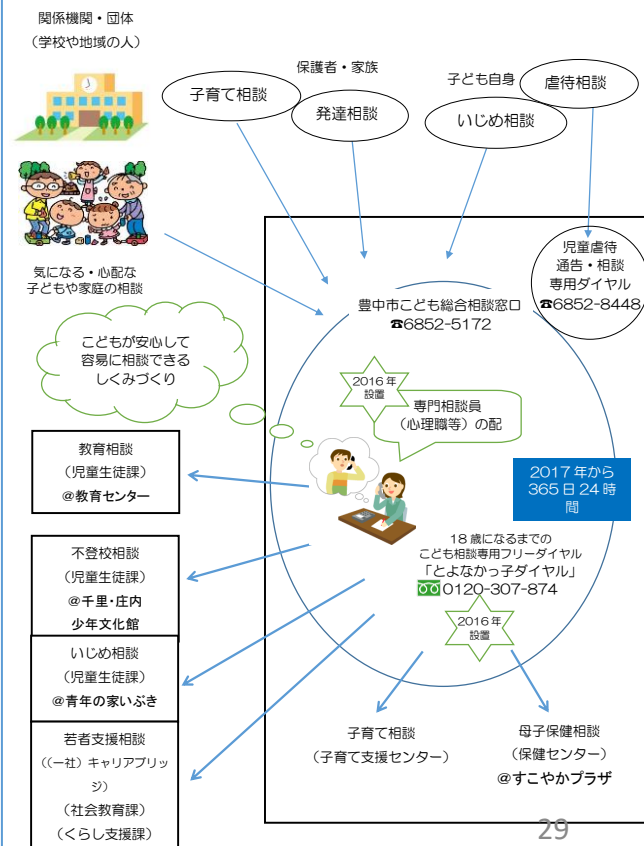
▶ こども総合相談窓口

家族からの虐待を訴えるものなど慎重な対応が求められるものもあり、家庭児童相談の専門家の助言を受けることで相談担当職員の資質の向上を図っています。LINE相談も始め様々な方法で子どもからのSOSをキャッチしていきます。

▶ 相談支援ネットワーク会議

多様化・複雑化する相談内容や困難事例への対応に向けて、互いの業務の理解、当事者からの相談ニーズはないが支援が必要な事例の検討、コロナ禍の現状、子どもの居場所等の取組みや支援について民間支援者の話を聴き、居場所等と行政の連携について考える機会づくり等を行っています。

こども総合相談窓口のイメージ図



- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			○

豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金 (R5予算:6,000千円)

事業概要

- ▶ 子どもの居場所の定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とする子ども・家庭の見守り等を行う団体に対して、補助を実施
- ▶ 補助対象団体
子どもが無料又は低額で利用できる、子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくりを行う団体等
- ▶ 補助①定期開催補助
地域に周知され、定期的に開催する子ども食堂や無料・低額の学習支援等の活動を対象とし、その必要経費について、300,000円を上限額に10,000円×活動回数を補助する。
- ▶ 補助②見守り補助
居場所の活動を通じて把握した個別の支援を必要とする子どもや家庭等に対して、食材や弁当の提供等を行いながら見守りを行う活動を対象とし、デリバリー(直接又は間接的に宅配)は1世帯あたり2,000円、テイクアウト等(拠点等において配布)は1世帯あたり1,000円を補助する。

取組のポイント

- ▶ 定期的に行われる活動と、それ以外の日に個別で見守りを行う活動に対して別々に補助を行うことで、見守りの強化を推進。
- ▶ 子どもの居場所ネットワークに加盟する団体を対象とすることで、子どもの居場所ネットワーク事業と連動。
- ▶ 手続きの簡素化及び柔軟に対応することで、対象となる居場所団体の補助事業の活用しやすさを高める。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			○

子どもの居場所ネットワーク事業 (R5予算:6,497千円)

事業概要

- ▶ 子どもの居場所づくりロードマップ(R元策定)をふまえ、地域における様々な主体による子どもの居場所づくりの充実や学校を核としたセーフティネットの構築を目的に、子どもの居場所の①全小学校区への展開、②安定的な運営に向けた諸資源の確保、③学校・関係機関と連携した子ども(家庭)の支援を推進しています。(委託)
- ▶ 具体的な取組みとして、下記を実施
 - ① 個別の居場所団体の立ち上げや継続的な運営等の支援
 - ② 居場所や居場所に関する地域資源の情報収集とマップ等による発信
 - ③ 身近なエリア(圏域)での居場所団体や関係機関等の交流会・勉強会の実施
 - ④ 居場所で活動を開始するための支援ボランティア連続講座の開催
 - ⑤ 居場所団体、学校、関係機関による市域ネットワーク会議等の実施
 - ⑥ 居場所の運営や支援に関する実践者や有識者を派遣する人材バンクの実施
 - ⑦ 上記に関する情報等を一元的に発信するポータルサイトの運営



ボランティア連続講座の様子

取組のポイント

- ▶ H30に実施した子どもの居場所づくりに関する地域資源調査・研究の結果を基にした制度設計
- ▶ 第2期子育て・子育て支援行動計画の重点施策への設定、公民協働で方針や体制について共有しより効果的に取り組むためのロードマップの策定等、施策としての位置づけ及び長期的なプランの明確化
- ▶ 居場所団体の運営支援やネットワークづくりを得意とする中間支援団体への委託による、公民協働型の事業の推進体制
- ▶ 社会教育分野の子どもの居場所づくりや公共施設等の取組み、スクールソーシャルワーカーやコミュニティソーシャルワーカーをはじめとする専門職、民生・児童委員等の地域の支援者・団体等といった、既存の事業や関係機関との連携

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○		○	

子どもの居場所・相談支援拠点事業 (R5予算:17,990千円)

事業概要

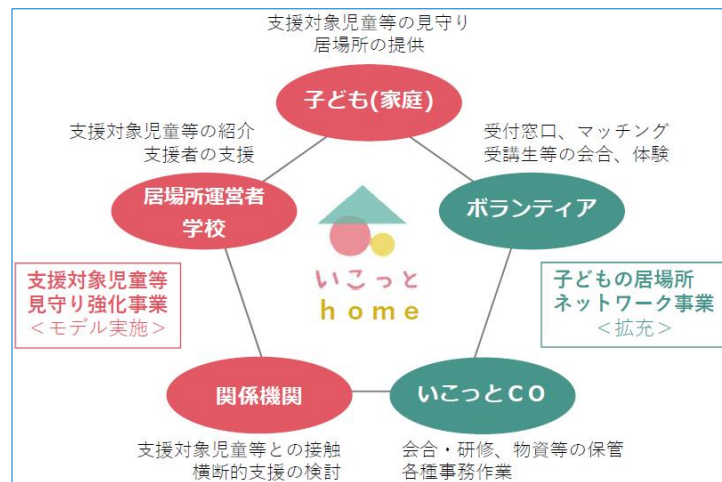
▶ 支援対象児童等のための居場所を開設し、市、学校、関係機関、地域、市内の他の居場所運営者等との情報共有・連携・横断的な支援などの、公民協働による支援の仕組みを検討し構築します。(委託)

▶ 実施内容

- ①支援対象児童等の見守り(各回4時間以上、年164回以上)
支援対象児童等への居場所の提供、居宅の訪問等を行う等による子ども等の状況の把握を行い、必要に応じて、食事の提供、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習習慣の定着の学習支援等を実施。
- ②他の居場所運営者や学校等との関係構築および連携した支援等の実施
- ③関係機関の支援制度を把握および連携した支援等の実施
- ④児童指導専門職員による個別相談、個別支援計画の策定等(週1回以上)
- ⑤その他、子どもの居場所ネットワーク事業のとの連携による、居場所運営者等のスキルアップに資する取組みおよび事務局拠点としての活用等

取組のポイント

- ▶ 子どもの居場所ネットワーク事業におけるセーフティネットの仕組みづくりをさらに推進するため、R4に実施した子どもの居場所・相談支援拠点モデル事業の結果を踏まえ、子どもの居場所ネットワーク事業の拡充を組み合わせた事業として実施。
- ▶ 厚生労働省の支援対象児童等見守り強化事業(国庫補助金)を活用
- ▶ 定期的に学識経験者の助言を得るほか、職員・ボランティアに対し支援力を高めるための研修やメンタルサポートを実施。



- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

いじめ・不登校等トータルサポート事業 (R5予算:8,562千円)

事業概要

<スクールアシストメイト(支援員)の配置>

全小中義務教育学校へいじめ・不登校、問題行動対応のためのスクールアシストメイト(支援員)を配置。
いじめ・不登校問題を中心に、課題を抱える児童生徒及びその保護者・家庭を支援し、教職員をサポートする

[活動内容]

- 教員との協働のもと、① 課題のある児童生徒の実態把握と、教職員との連携を通じた支援の充実
② 不登校児童生徒への早期対応及び不登校の未然防止への支援
③ 不登校傾向のある児童生徒に対する「校内適応指導教室」等での支援

取組のポイント

- ・様々な課題を抱えている児童生徒に教員とは違う立場の大人がかかわり、情報共有をすることで、他面的な支援を図る
- ・いじめ・不登校の未然防止の観点から、学校生活全般において、スクールアシストメイトが児童生徒とかかわることで、トラブルを回避する
- ・スクールアシストメイトが教室に入ることが困難な児童生徒と校内適応指導教室で活動を共にすることにより、学校生活での意欲の向上につなげる
- ・スクールアシストメイトが授業に入り込むことで、教室に入りにくい児童生徒の安心感につなげるとともに学習のサポートを行う

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○		○			

NPO連携教育相談等支援事業 (R5予算:16,500千円)

事業概要

- ・課題を抱える児童生徒やその保護者に対し、教育相談や学習支援、居場所等をスマイルファクトリーにおいて提供、きめ細かな支援を行う。
 - ・教育委員会が教育相談事業を委託しているNPO法人トイボックスは、2003年に公設民営型フリースクール「スマイルファクトリー」を池田市に設置。不登校、ひきこもりの児童生徒や発達障がい、貧困家庭等をはじめとしたさまざまな課題を抱える児童生徒の社会的自立をめざし、総合的に支援。
- <活動時間> 毎週水曜から土曜日の午前10時から午後3時
- <活動内容> 教育相談をはじめ、学習支援や進路指導、家庭訪問を実施。午後からは集団の中での役割意識や責任感、コミュニケーション能力、自己肯定感を高める「場」として、異学年との体験活動や共同作業を行っている。

取組のポイント

- ・スマイルファクトリーでの活動を学校(原籍校)の教員が日常的に参観したり情報交換したりすることが可能。
- ・月毎の活動報告に加え、教育センターの指導主事および適応指導教室担当と定期的に情報交換を実施。
- ・必要に応じて学校で行われるケース会議に、スマイルファクトリーのスタッフが参加。
- ・スマイルファクトリーより委員として「いじめ不登校問題対策委員会」へ参加。教員や保護者と意見交換を行う。
- ・課題を抱える児童生徒を発見した際は学校(原籍校)、教育委員会、市子ども・健康部、福祉部局、社会福祉協議会をはじめとした関係機関と情報共有を行い、支援へとつなげたり継続的な見守りを行ったりしている。迅速な支援につなげるため、教育委員会としては各課・機関と電話や訪問、連絡会、担当者会等さまざまな場で日常的にやりとりを行い、関係構築及び各機関の支援内容の把握に努めている。
- ・スマイルファクトリーが活動する旧伏尾台小学校の1階にスマイルカフェを開設。孤食や貧困家庭への支援につなげるとともに、スマイルファクトリーでの活動を終えた児童生徒の安心できる「居場所」にもなっている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○	○				

教育相談事業 (R5予算:4,195千円)

事業概要

- 子どもや保護者、教職員を対象とした教育相談を実施。学校と連携することで教育効果を高める。子どもや保護者、家庭が抱える諸問題に対し、支援を実施する。

[活動内容]

- ①教育センター内で子どもや保護者と面談の実施
- ②支援が必要と判断される情報を把握した際の関係機関との連携
- ②面談での見立てに基づく助言や情報交換を教職員へ実施
- ④教職員研修の実施

取組のポイント

- 子ども及び保護者が安心して話ができる場を構築し、課題の早期発見に努める。
- 支援を要する子どもや保護者を見つけた場合は、学校をはじめ子育て部局や福祉部局などの関係機関と連携を図り、適切な支援へとつなげる。
- 教育相談員、スクールカウンセラー、適応指導員、指導主事による連絡会を実施し、情報交換や支援方法について協議する。
- 必要に応じて学校で行われるケース会議に教育相談員が参加。心理的な視点からの助言を行う。
- 教職員への研修を実施し、子どもへの支援方法や課題を抱える子どもの発見に役立てる。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

地域学習教室事業 (R5予算:11,102千円)

事業概要

- ・市内4ヶ所の公共施設を使い、中学生を対象に18時45分～20時45分の2時間、数学と英語を指導する参加費無償の学習教室を開催。令和4年度については、3年生は5月～翌年2月まで週2回、年間55回、1・2年生は7月～翌年3月まで週1回、年間29回程度実施。
- ・市内の全中学生を対象に募集し、参加希望者に対しては事前に保護者と本人に対して丁寧に面接を実施し、基本的には全員を受け入れるが、保護者からの聞きとりで重視しているのは、①保護者の養育に対する考え方②こういった学習教室の開催に対する感想(母子家庭で経済的に助かるなどが過去にも多く聞かれた)③保護者と子どもの関係性(虐待や支援につなげるための観察)である。過去平成28年度から令和4年度と7年間実施し、いずれも市内中学生の約7～10%が参加している。経済的に塾に行かせることが厳しい家庭の参加が多い過去の現状をふまえ、丁寧な見守りや支援の必要性を早期に発見することにつなげたい。

取組のポイント

- ・教室の開催にあたって、指導は業務委託をしているが、教育委員会指導主事等が事前面接をはじめ定期的に各教室を巡回し、指導員から子どもの学習状況や遅刻・欠席の状況を把握し、欠席の続く家庭には連絡を入れ、中学校と情報共有し、学校からの支援や教育センターからの支援につなげていく。また、必要に応じて、市の福祉部局とも連携し、多くの目で見守りをしていく。
- ・参加費が無償であることで、特に経済的に厳しい家庭の子どもの参加が見込まれる。子どもの学習の様子や参加状況から家庭の様子を把握し、必要な支援へとつなげていく。また、小学生、中学生対象それぞれを対象とした教室を開催することで、小学生から中学生への連続かつ長期的な見守りをおこなっていく。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A) 学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B) 就学前から就学後の切れ目ない支援	(C) 居場所と連携した見守り	(D) 一元的な相談窓口の設置	(E) その他(独自の取組)	
					○

こども食堂開設支援事業 (R5予算:2,300千円)

事業概要

- ・子どもの健やかな成長と地域の人との交流により豊かな人間性や社会性を育むことができる「こども食堂」の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの促進・充実を図る。

▶ 開設に対する補助:

補助対象経費の1/2(上限15万円)

▶ 運営に対する補助:

運営経費 上限15万円

学習支援、地域との交流、心身の成長と社会性を育む体験など子どもの居場所づくりの経費 上限5万円

▶ 新型コロナウイルス感染拡大防止に対する補助: 上限5万円

取組のポイント

- ・子どもの居場所づくりを目的としたこども食堂の開設の促進、運営の継続を支援している。
- ・大阪府子ども総合計画を踏まえ、令和2年度より運営経費に含まれていた子どもの居場所づくりの経費を明文化し、5万円を加算。また、令和3年度より新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る経費5万円を加算。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

子どもサポートチーム事業 (R5予算:59,619千円)

事業概要

- ・教職員が日々の様子を見取りに加え、学期に一回実施している学校生活アンケートに基づき、面談等を行う。
- ・週に1回程度実施されている担当者会議(コア会議・生徒指導会議等)で情報共有を行い、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家がその場に参画し、適切なアセスメントを行うことで、支援が必要な児童・生徒を適切な機関へ繋ぐ。

※参考

現在の専門家配置状況

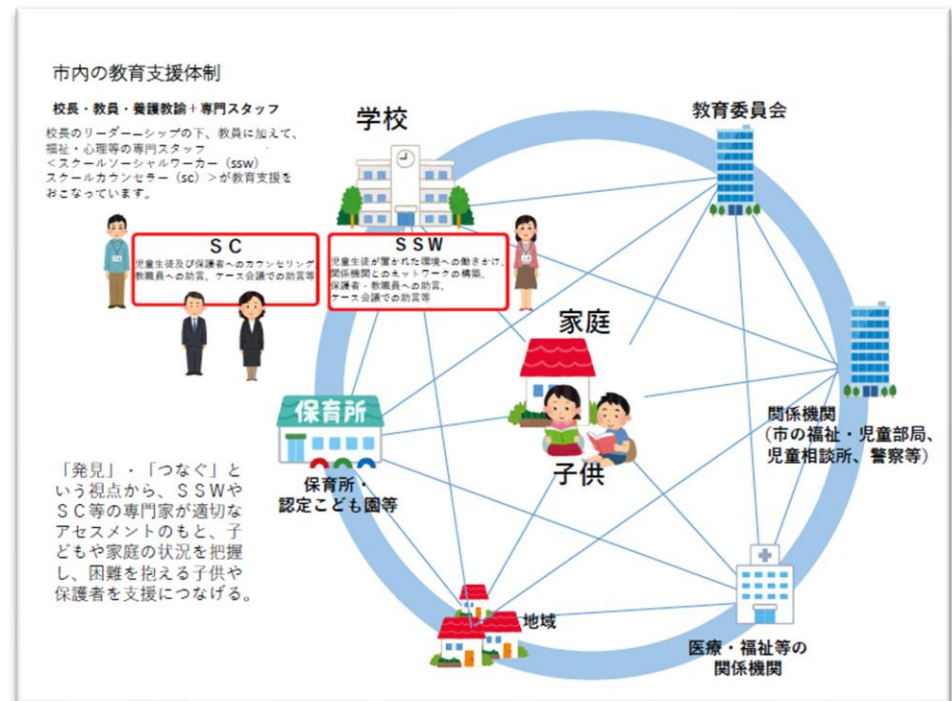
SSW・・・中学校ブロック(中学校1校+小学校2校)
あたり週20時間

SC・・・1校あたり

小学校:年14日~20日(1日7.25時間)

中学校:年36日(1日6時間)

取組のポイント



- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			○

子供の生活支援事業 (R5予算:1,651千円)

事業概要

・本事業では、子供の貧困対策の推進のため、市内において、子供が安心して過ごし、食事の提供を受けることができる施設(子供食堂)又は子供に学習環境を提供し、学習支援を行う施設(子供学習支援教室)を運営する団体に対して、開設等にかかる費用に対する補助を行う。

▶ 補助対象者

市内で子供食堂等を運営する団体で、以下の要件を全て満たす者

- ①組織及び運営等に関する事項を会則、規約等により定める団体であること
- ②食事又は学習環境の提供は、無料又は低額な料金で行うこと
- ③食事又は学習環境の提供は、毎月1回以上行うこと
- ④子供食堂の運営は、開設から1年以上継続すること

▶ 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の総額とし、1団体につき最大20万円まで支給。

取組のポイント

・補助金の交付を受ける団体と市、社会福祉協議会などが参加するネットワーク会議を定期的を開催し、連携を図ることで、支援を必要とする児童を発見した際に適切な機関へ繋ぐ取組を進めている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○	○	○	

青少年活動サポートプラザ相談事業 (R5予算:38,773千円)

事業概要

- ・本事業は子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者総合相談センターとして、困難を有する子供・若者(39歳まで)及びその家族に対し、相談員が関係機関と連携しながら、支援対象者の発見から、誘導、支援、自立、定着までをアウトリーチ(訪問支援)や面談等の手法を活用しながら伴走型の支援を行う。
子ども・若者総合相談センターは吹田市の子供・若者支援のネットワークである、子ども・若者支援地域協議会の中心(事務局)として、吹田市の支援体制の構築を行う。

取組のポイント

- ・支援が必要でありながら支援につながっていない潜在的困難者を早期に発見し、支援につなげるため、関係機関(生活困窮者自立支援センターや社会福祉協議会CSW、障がい者相談支援センター等)や学校(SSW等)に出向くなど、様々な場所において、子供・若者の困りごとから家庭が抱える課題を発見し、関係機関と連携して課題に応じた支援を行っている。
- ・複雑化・複合化した課題に対応するため、子ども・若者支援マップ(支援の一覧の冊子)を作成するとともに、日頃から関係機関と気軽に相談できる関係を築くことで、支援対象者だけでなく、支援者も一人にしないチームでの支援体制を構築している。
- ・青少年施設(青少年活動サポートプラザ)の中に設置されている相談機関として、施設に勉強や遊びに来ている子供・若者の中で悩みを抱えている子が発見した場合は、積極的に声をかけ相談につないでいる。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○	○				

家庭教育支援事業 (R5予算:2,788千円)

事業概要

- ・子育て等の悩みを抱えながらも相談相手がいないなどの課題をもつ保護者に対して、家庭教育支援サポーターの派遣などを通して、保護者のエンパワメントを図るとともに、子どもの家庭環境の改善をめざす。
- ・福祉部局(子育て応援課・こども育成課)担当者と積極的な連携を図り、妊娠期から乳幼児期・就学前から学齢期 までの子どもをもつ保護者に対して幅広い支援を行う。

取組のポイント

- ①家庭訪問型支援
 - ・学校・園や福祉部局(心理職・保健師・要対協事務局・CSWなどからの直接オファーも含む)から依頼があった際に、市教委での協議を経て、家庭教育支援サポーターを家庭へ派遣する。
 - ・保護者の気持ちに寄り添いながらエンパワメントを図るとともに、家庭訪問により把握した課題に応じて、必要な支援につなぐ。
- ②小学校配置型支援
 - ・市内小学校(8校)の担当サポーターを決め、登校時や授業中における子どもの様子の観察を通して、不登校や問題行動等の兆しのある児童の早期発見に努める。
 - ・また、放課後の会議等にも参加しながら教職員と情報を共有し、課題を抱える家庭の掘り起こしを行うとともに、共有した課題に応じて必要な支援につなぎながら、学校と連携した支援を行う。
- ③就学前施設配置型支援
 - ・就学前施設は登降園時に保護者が必ず送迎を行うため、保育士等と保護者の関係性を構築しやすく、就学前から家庭教育支援を行うことで、家庭が抱える課題の早期発見につなげ、小学校への切れ目のない支援を行う。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

子ども食堂運営支援事業 (R5予算:3,360千円)

事業概要

- ・市内で子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境を整備することを目的に、子ども等に対して食の提供等を行う子ども食堂の運営主体に対し、予算の範囲内においてその運営に要する費用の一部を補助する(1回の開催につき、7,000円を限度、開催回数については、月4回を限度)
- ・おおむね月1回、年間10回以上の開催、1回あたり10食以上の提供、食品衛生責任者の配置、保険加入等の安全確保などの要件あり

取組のポイント

- ・子どもが食事の場を通じて、安心して過ごすことができる地域の居場所づくりの推進を図っている

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

貝塚市子ども食堂支援補助金交付事業 (R5予算:300千円)

事業概要

- ・食事の提供などを通じて子どもや保護者の居場所づくりを行い、地域ぐるみで子どもを見守る活動を推進することを目的として、市内で運営されている子ども食堂に対して、1団体につき2万円を上限として補助金を交付する。
(年間6回以上の開設、1回当たり10食以上の提供、衛生責任者の配置、保険加入等安全確保などの要件あり)
- また、運営者に対して、大阪府・民間団体からの食材調達の情報提供や、市による年4回のフードライブによる支援を実施している。

取組のポイント

- ・運営者に向けて、市の家庭児童相談室の職員が虐待の講座を実施し、子ども食堂における視点や気づき、子ども食堂に求められる役割などを説明している。
- ・困難を抱える子どもや家庭を発見したり、相談を受けた場合には、市の子ども食堂担当者を介して、児童福祉部局に連絡をもらい、必要な際には教育委員会や保健センター、生活困窮、障害の窓口につなぐ。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

子ども見守り強化事業 (R5予算:18,990千円)

事業概要

- ・本市の児童虐待の多くを占めるネグレクト事案の深刻化を未然防止、改善するため、専門知見を有する民間団体を活用して、支援を要する児童の居宅訪問を強化し、アウトリーチ型手法により児童や家庭の状況把握を行い、的確な支援につなげる。

取組のポイント

- ・増加傾向にある児童虐待へ適切に対応していくため、民間団体の協力を得るなど、様々な地域ネットワークを活用して、児童の把握と支援体制を強化していく。
- ・守口市児童虐待地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を月2回程度訪問する。
- ・状況の把握や食事の提供等を通じた子どもの見守り体制を強化する。
- ・子ども・子育て支援に実績、ノウハウを有する民間団体をプロポーザル方式により選定し、委託して実施する。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A) 学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B) 就学前から就学後の切れ目ない支援	(C) 居場所と連携した見守り	(D) 一元的な相談窓口の設置	(E) その他(独自の取組)	
	○				

母子保健活動 (R5予算:0円)

事業概要

- ・母子保健活動として、妊娠届出や乳幼児健診・家庭訪問等で、家庭の困窮状況を把握した場合、必要時、保健師が子どもの育ち見守りセンター(家庭児童相談、ひとり親相談、就労支援、助産制度・ショートステイ・子ども食堂の利用相談)や、生活保護、自立相談支援(生活困窮者自立支援)、障害福祉の窓口や、社会福祉協議会に同行し、生活相談や課税状況によっては、利用料の減免申請、サービスの利用や手帳申請等の手続きにつながるよう促している。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

子どもの未来応援コーディネーター事業 (R5予算:31,658千円)

事業概要

・「子どもの未来応援コーディネーター」は子どもの貧困等の課題への対策として、平成29年度から枚方市教育委員会と市長部局の併任で設置しており、生活習慣等の課題のある環境におかれた子どもを把握し、教育と福祉の連携を図りながら、福祉等の制度や関係機関へのつなぎなど、必要な支援を行っている。

取組のポイント

・スクールソーシャルワーカーと連携した学校園への訪問のほか、子ども食堂への巡回を行い、その中で、相談・支援が必要なケースについて関係機関へのつなぎを行っている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	

子どもの居場所づくり推進事業 (R5予算:4,688千円)

事業概要

・家で1人で食事をする、夜遅くまで1人で過ごすといった環境にある子どもたちを対象に、食事の提供や学習、団らんの場を提供し、安心して過ごせる地域の居場所づくり(子ども食堂)に取り組む団体を支援するため、食材費等の運営経費や備品購入費等の初期経費に対し助成を行っている。

取組のポイント

・子ども食堂へは、子どもの未来応援コーディネーターが巡回し、課題のある環境にある子どもを子ども食堂実施団体(地域、NPO、有志団体等)が発見した場合、実施団体が子どもの未来応援コーディネーターへ連絡し、コーディネーターは学校訪問での支援・助言とともに、学校等必要な関係機関へつなぎを行っている。

・令和5年度は、20団体(令和5年9月1日現在)が補助金の申請を行い、新型コロナウイルス禍において、三密を避け感染予防を徹底して子ども食堂を実施する団体と、弁当配付により子どもを見守る団体がある。

【特徴的な居場所の取組】

・20団体の中で、5団体は、小学校の家庭科室で調理し、子どもたちへ食事の提供を行っている。その内の1団体は、土曜日に朝食の提供を行っている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○		○	

ユースプラザ事業 (R5予算:79,791千円)

事業概要

- ・生きづらさを抱えるこども・若者とその保護者の早期発見・早期困難解消を図ることを目的に、相談機能を備えた社会経験や交流ができる居場所「ユースプラザ」を市内5ヶ所に開設。
- ・週5日、午前9時から午後9時まで開所し、相談支援コーディネーターと支援員をそれぞれ1人、スタッフを1人以上配置。必要に応じて、学校や関係機関等と連携して対応する。

取組のポイント

- ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が主催する地域のセーフティネット会議への参加や、学校との情報共有など、こども・若者と関わる地域の支援機関等と連携し、対象となるこども・若者を適宜ユースプラザにつなぎ、支援や見守りにあたっている。
- ・訪問支援も行っており、ケースによっては学校の教員やCSWの家庭訪問の同行も行っている。
- ・支援機関との連携を推進するため、支援者向けにひきこもり支援ガイドブックなどの周知物を配布している。
- ・居場所の利用者向けに調理実習やプログラミング教室など社会経験や職業観育成のためのプログラムを実施している。また、状態が改善傾向にある利用者が主体となってイベントを開催したり、スタッフと一緒にラジオ番組の発信をするなどの取組みも行っている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

茨木市学習・生活支援事業 (R5予算:24,454千円)

事業概要

- ・対象:生活保護を受給している家庭・ひとり親家庭の中学生及び学校長が推薦する中学生
- ・R5年度委託業者:株式会社トライグループ、特定非営利法人三島コミュニティ・アクションネットワーク、特定非営利法人はっちぼっち、一般社団法人ヒューマンワークアソシエーション
- ・市内6カ所の公共施設を利用し、週2回、18時30分～20時にかけて90分の個別学習指導を実施している。
- ・支援対象者が基礎的な学力を身につけ、高校進学に向けて学力の向上を目指すとともに、進路相談や生活相談も行う。
- ・こども政策課、福祉総合相談課に1名ずつ学習・生活支援員を配置。学習・支援相談員は、各学習会を訪問するとともに、学習参加のお手伝いや見学の同行、見守り、家庭訪問なども行っている。

取組のポイント

- ・学習・生活支援員が市内の小中学校を訪問し、支援が必要な生徒がいたら当事業につなげてもらうよう学校長等に働きかけている。
- ・年齢等で支援が途切れてしまわないように、中学校卒業後も、見守りが必要な生徒については引き続き利用可能としている。
- ・学習会では、勉強以外に、くらしや進学費の心配事に応じて、福祉や奨学金制度など必要なサービスを案内するなど、子どもの夢実現に向けて、安心して学べるようサポートしている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとし た支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の 切れ目ない支援	(C)居場所と連携した 見守り	(D)一元的な相談窓口 の設置	(E)その他 (独自の取組)	
					○

子ども食堂報償金支給事業 (R5予算:653千円)

事業概要

- ・子どもに家庭的な雰囲気のある食事並びに学習及び交流の場を提供する子ども食堂に対し、予算の範囲内において報償金を支給する

(1) 運営事業

子ども食堂開催1回につき2,000円(1団体につき、1年度あたり96回を上限)

(2) 食品衛生責任者養成講習会受講事業

講習会の受講料に相当する額(1団体につき、1年度あたり1回10,500円を上限)

取組のポイント

- ・子どもの食事及び子どもが安心して過ごせる居場所の提供を促進し、子どもが抱える悩み、家庭環境等の問題を早期に発見するとともに、必要に応じて専門の支援機関につなぐことを目的としている

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
			○		

若者相談支援事業 (R5予算:10,424千円)

事業概要

・学校、仕事、人間関係など様々な事情を抱えた子ども・若者とその家族が、それぞれに必要な機関に相談できるよう支援を行う。また、令和4年8月1日より事業内容を拡充し、電話相談だけでなく、来所相談による対面相談を開始。相談者に対して適切な助言や必要な情報の提供、それぞれに必要なとする専門的な支援を行う。

取組のポイント

- ▶ 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)まで開所。
- ▶ 臨床心理士がひとつひとつのお悩みを丁寧お聞きし、内容に合わせたご相談機関の紹介や、さまざまな事情に対し、適切な助言や必要な情報の提供、それぞれに必要なとする専門的な支援を行うなど、一人ひとりの特性や状況に寄り添い幅広い相談を実施する。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

子どもを見守る学力向上推進事業 (R5予算:20,348千円)

事業概要

- 市内の小・中学校及び義務教育学校において、課題を抱える児童・生徒等を対象に放課後学習会や授業における学習支援等の取組を行い、学習習慣の定着や学習意欲の向上を図りながら児童・生徒自身の自己肯定感の向上や課題への対応力強化を図る。

取組のポイント

- 各学校において課題を抱える児童・生徒を中心に幅広く声をかけて児童・生徒を集め、放課後学習会を開催し、教職員と放課後学習支援員等が連携しながら学習支援を行う。
- 各学校における授業において、教職員をサポートする支援員を配置し、課題を抱える児童・生徒等に対して、きめ細かく学習の支援を行う。
- 学習会等を通じて児童・生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導を実施する中で、課題を有する子どもを発見し、必要に応じて支援へのつなぎや見守り等を実施する。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

いじめ・不登校対策事業 (R5予算:8,273千円)

事業概要

- 市内の小・中学校及び義務教育学校において、いじめ・不登校の課題を抱える児童・生徒等の対応にあたり、教職員の支援や福祉など各分野との連携を図るため、スクールカウンセラー等の指導・助言を受け、対象児童・生徒自身の自己肯定感の向上や課題への対応力強化を図る。

取組のポイント

- 各学校において課題を抱える児童・生徒について、教職員とスクールカウンセラー等が連携し、適切な福祉関係部署等へのつなぎを行う。
- いじめの対応に公認心理師1名を配置し、保護者や児童生徒の状況について専門的見地から見立てを行い、学校の支援に活用する。
- 不登校など課題を抱える児童生徒に対する支援として、訪問相談員による不登校児童生徒の家庭への訪問や、教育相談を担当する心理相談員による学校カンファレンスの実施、家庭と学校の間接的な居場所として開設している教育支援センター(適応指導教室)における支援等を実施する。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
	○				

プレママ・親子相談・交流事業 (R5予算:13,541千円)

事業概要

- ・ひとり親や生活困窮に関連する諸課題の重篤化を未然に防ぐため、就園前の在宅児童・保護者を対象に、地域子育て支援センターの保育士や助産師、栄養士等の専門職による相談支援体制の充実を図る。
- ・具体的な支援施策としては、市域5か所を担当する各地域子育て支援センターでの交流会において、ひとり親や生活困窮への対応方法について研修を受講した保育士による個別相談を行う。
- ・また、本市の特徴的な取り組みとして、市内のコミュニティセンター(10か所)・集会所(2か所)・社会福祉会館において、月1回または2か月に1回、専門職による出張型の交流・相談会を行うアウトリーチ型の取り組みを進めており、前述の保育士に加えて、各地域を担当する保健師や助産師等専門職の連携による幅広い分野の相談対応を可能としており、これまで各種分野の相談をきっかけとして生活困窮等に起因する諸課題に対して早い段階でのアプローチを行っている。
- ・今後も関係機関との連携を推進し、ケースに応じて生活困窮を含めた諸課題を有する子どもや保護者に対する支援へのつなぎや継続的な見守り等を効果的に実践する。

取組のポイント

- ・在宅子育て家庭の保護者が、育児不安や貧困から来る様々な問題に対し、相談しやすい環境を作り、諸問題の未然防止、早期発見につとめ、子どもが健やかに育ち、子育てしやすい環境の実現を目指す。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

子どもの居場所づくり推進事業 (R5予算:4,703千円)

事業概要

- 子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通じた安心して過ごせる居場所づくりを行う団体に対し、事業実施に要する経費の補助を行うことで、すべての子どもたちが健やかに生活できる環境整備をすすめる。

取組のポイント

- ▶ 補助対象事業は、相談支援や交流の場を提供することによって、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごし、安全に活動できる居場所づくりを行う事業とし、食事提供や学習支援は任意とする。また、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、通常の居場所運営の代替として弁当等の配布を行う事業も対象とする。
- ▶ 居場所に参加している子ども(または保護者)に気になることがある場合や、悩みなどを相談された場合は、団体が必要に応じて市の各機関につなぐ。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとし た支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の 切れ目ない支援	(C)居場所と連携した 見守り	(D)一元的な相談窓口 の設置	(E)その他 (独自の取組)	
		○			○

子どもの未来応援事業(子どもの居場所づくり事業) (R5予算:4,989千円)

事業概要

ひとり親家庭や生活困窮世帯など、経済的な課題や生活環境に課題のある子どもを中心に、気軽に立ち寄れる子どもの居場所(こども食堂)をつくり、食事の提供や学習支援を行う。学校等の関係機関との連携の中で、居場所へつなげ地域で見守り支援を行う。(こども食堂の運営は事業委託にて実施)

取組のポイント

- ・市の運営外の地域の居場所(こども食堂)においては、ネットワーク化し、ネットワーク登録団体に対し、情報提供・交換、寄附食材や物品の分配等の支援を行う。
- ・居場所において、子どもを見守り、必要に応じて支援につなぐ。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとし た支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の 切れ目ない支援	(C)居場所と連携した 見守り	(D)一元的な相談窓口 の設置	(E)その他 (独自の取組)	
				○	

子どもの未来応援事業(こども朝食堂事業) (R5予算:22,221千円)

事業概要

家庭の事情で朝食を食べずに登校する児童に対して小学校で食事を提供し、こどもの成長と学習を支える。

取組のポイント

- ・令和5年10月現在、小学校13校のうち4校において実施中であるが、今後対象校を順次拡大する予定。
- ・学校教職員の負担が生じないよう業務委託により実施。
- ・週に2回、始業前の時間帯に朝食を提供。事前申込は不要、実施校の児童であれば誰でも利用可能。
- ・学校等と連携し、朝食提供の場で支援が必要な児童を発見した場合は、必要な支援につなぐ。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			○

子ども食堂運営支援事業 (R5予算:6,667千円)

事業概要

- ・子ども食堂の運営に協力するボランティアの養成や市・社会福祉協議会・NPO法人・各子ども食堂の運営団体からなるネットワークを構築し、養成講座の開催や各団体間の情報交換、連絡調整のための会議を開催している。
- ・子ども食堂を実施している団体やこれから始めようとする団体へかかる費用等を補助している。
【子ども食堂運営費補助金】 ・運営経費 … (対象経費-収入)と(総食数×補助単価250円)の低い方
・設備等経費 … 上限200,000円(一回のみ)

取組のポイント

- ・孤食や一人で親の帰りを待つ子どもに、食事の提供と共に、学習支援や文化活動等を通して地域としての居場所やつながりをつくり、子ども食堂にかかわる大人との関わりの中での気づきや課題意識を教育・福祉施策に繋いでいる。また、子どもを見守る大人のボランティア意識を育て、親の育ちを期待することができる。

【特徴的な居場所の取組】

- ・小学校をお借りして開催している子ども食堂については、子どもや保護者がよく慣れ親しんだ場所で落ち着いてゆっくりとした気分で過ごすことができる等、ボランティアと遊んだり、学習したりと自分のペースで過ごさせている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

子ども食堂支援事業 (R5予算:2,180千円)

事業概要

- ・家で1人で食事をする、夜遅くまで1人で過ごすといった環境にある子どもたちを対象に、食事の提供を通じて、放課後等に気軽に立ち寄り安心して過ごせる子どもの居場所づくりや、子どもを見守ることを目的に子ども食堂を運営している団体に対して、子ども食堂の開設経費や運営経費の一部を補助する。
(開設経費…補助限度額は100,000円とし、1団体につき、初めて交付決定を受けた初年度に限り交付)
(運営経費…1回の開催につき、7,000円を限度、開催回数については、1週間に1回を限度)
- ・1回につき10食以上提供できる体制を有すること、食品衛生責任者の設置等などの要件あり

取組のポイント

- ・令和4年度は12団体へ補助(令和5年1月時点)
- ・他に企業や他機関、フードドライブで頂いた食材、消耗品等の寄付を市内子ども食堂へ案内することで、子ども食堂運営を支援している。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

子ども食堂支援事業 (R5予算:3,993千円)

事業概要

- ・「家で1人で食事をとる」「夜遅くまで1人で過ごす」といった環境にある子どもたちを対象に食事の提供を行い、地域で子どもたちを見守る「子ども食堂」を運営する団体に対し、開設費や運営費の一部を補助する。
 - 開設経費補助 ・補助率1/2、上限額10万円
 - ・新規開設に向けた備品購入費、施設改修費等が対象
 - 運営経費補助 ・上限額5万円/月かつ、9千円/1回
 - ・食材費、食器や学習用品等の購入費、ボランティアへの謝礼金、光熱水費等が対象

取組のポイント

～ネットワーク事業の取り組み～

- ・市内にある子ども食堂同士がそれぞれの課題や取組等の情報交換を行ったり、子ども食堂に訪れる子どもたちの対応に関する悩み等を共有し、それぞれの食堂での今後の運営等に活かす。
 - 年に2回会議実施
 - 子ども食堂の運営等にかかる研修会の実施
 - 真に子ども食堂を必要とする世帯を行政が把握した場合は速やかに地域の子ども食堂を案内、また子ども食堂側で児童虐待等や支援が必要と思われる子どもを把握した場合は、子育て世代包括支援センター等につなぐ等の相互の連携強化。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

子どもの貧困対策推進事業 (R5予算:13,981千円)

事業概要

- ・子どもの貧困対策体制推進事業として、学校に対して、教育や児童福祉に精通し、関係機関や地域の様々な団体と連携できる地域ネットワークの核となるコーディネーター(SSW・SC)の配置や派遣を行うことで、困難を抱える子ども(保護者)を発見し、支援につなぐ。

取組のポイント

- ・コーディネーターは以下の取組みを行う。
- ①SSW…要保護児童対策地域協議会の進行管理会議や学校でのケース会議等へ参加し、対象となる子どもや家庭を把握する。経済的な支援や子育て支援の必要な子どもやその家庭へのサポート体制を構築する。学校や関係機関と連携して、経済的な理由により食料が一時的に不足している子どもや家庭を様々な支援につなぐ。
(例)緊急的に食料支援を行う施策
居場所づくりを必要とする子どもに対して、学習支援及び食事の提供等を行う施策など
- ②SC…小学校に配置し、子どもや保護者を対象に日常生活や学校生活等にかかる教育相談を行う。
課題を有する子どもや保護者について、学校、福祉部局、SSW等と連携し、必要な支援につなぐ。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
				○	

子ども成長見守りシステム管理運営事業 (R5予算:1,137千円)

事業概要

- ・市内在住の0歳から18歳までの生活困窮世帯に属する子どもに関する情報を一元管理する「子ども成長見守りシステム」を運用し、子どもの変化を早期にとらえ、必要な支援に繋がった後も見守りを継続しています。

取組のポイント

(目的・内容)

- ・市役所内に散在する子どもに関する情報を集約し、子ども個人に結びつけ、子どもの変化を定点観測しています。
- ・支援の必要な子どもを早期に発見し、支援している子どもの変化も追いつけています。
- ・本システムのデータを活用し、学校や市役所内の関係部署、外部の関係機関(以下、「学校等」という。)と情報共有を行いながら、必要な支援に繋がっています。

(効果・成果)

- ・施策の利用状況が確認できるため、受給可能な手当が利用されていないなど、支援の抜けや漏れを見つけることができます。
- ・過去からの状況を客観的なデータとして把握することで、支援が必要な子どもを発見することができます。
- ・本システムで支援が必要と判定された子どもの情報を学校等に提供し、学校等と連携しながら、見守りや支援に繋げることができます。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

社会的居場所づくり事業補助金 (R5予算:1,050千円)

事業概要

- ・自宅以外に居場所がないと感じている方が安心して過ごせる環境を整えるために、市内で社会的居場所づくりに取り組む民間団体や市民団体に対して、その事業費を補助するものです。

取組のポイント

- ・営利を目的とせず、広く居場所を必要とする方を年間通じて月2日以上、1日あたり3時間以上受け入れる事業実施に要する経費のうちの初期経費及び運営経費をそれぞれの1/2補助しました。
- ・年齢に関係なく、全ての世代を対象とした事業に補助することで、こども食堂やひきこもりの方の居場所などさまざまな居場所が生まれることを期待しています。

【特徴的な居場所の取組】

- ・子どもとお母さんから高齢者まで、だれでも参加でき、童謡・音楽・折り紙などを楽しむ居場所
- ・宿題カフェ

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
				○	

羽曳野市日常生活支援事業 (R5予算:3,315千円)

事業概要

(訪問による支援事業)

- ・小学校就学前の貧困の状況にある子ども又はその保護者に対して、訪問による日常生活等の支援、貧困の状況にある子どもの保護者への就労支援等の公的支援の情報提供又は関係機関との連携及び調整を実施する。

(相談連携による支援事業)

- ・子育て連携支援員を主に幼稚園、小学校若しくは中学校及び家庭児童相談担当(要保護児童対策地域協議会調整機関)に窓口として配置し、支援が必要な子どもとその家庭全体の状況を把握したうえで、SSWや専門支援機関等と連携しながら、早期に必要な支援を行う。

また、家庭児童相談担当に配置した支援員は、教育委員会及び学校との円滑な連携ができるよう教育と福祉の機関調整を実施する。家庭や地域など子どもの置かれている環境や、子どもの成長過程に応じた多様な支援に繋げていくための体制構築を行うとともに、必要に応じ、居場所づくり事業、学習支援事業につなぐ。

取組のポイント

- ・子育て連携支援員として、学校関連機関と関係が深い元学校長や元幼稚園長を配置したことで、小・中学校が初動対応するケースや対応困難ケース等の多くについて、学校機関と市長部局の連携強化や、緊密な調整に資することができる。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

羽曳野市子どもの居場所づくり事業補助金 (R5予算:1,610千円)

事業概要

- ・生活に困窮している家庭の子ども等の基本的な生活習慣づけを支援するため、学習支援をはじめ相談事業等をすすめて、子どもが安心して過ごせる居場所を地域と連携しながら確保し支援することを目的とする団体に対し、その運営に係る経費等を補助するもの

取組のポイント

- ・月1回以上、1日あたり2時間以上の子どもの居場所として、地域の公民館等を活用して実施している。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A) 学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B) 就学前から就学後の切れ目ない支援	(C) 居場所と連携した見守り	(D) 一元的な相談窓口の設置	(E) その他(独自の取組)	
		○		○	

子どもの未来応援ネットワーク事業 (R5予算:22,854千円)

事業概要

- ・支援の必要な子どもがもれなく救われるようセーフティネットを強化するため、市民ボランティアの「子どもの未来応援団員」を養成し、支援を要する子ども及び保護者の発見から支援の実施、見守りまでをトータルでサポートするネットワークを構築する。
- ・地域住民や地域活動団体等に関わってもらうことで、子どもへの関心を高め、支援活動等を活発化させ、子どもの健全育成を担う地域力の底上げを図る。

取組のポイント

- ・市民ボランティアである『子どもの未来応援団員』から日常生活、地域活動及び事業活動等で気になる子ども等の情報を『子どもの未来応援チーム』(行政情報を収集し、ケース会議で対応を検討した後にアウトリーチ支援を実施するチーム)へ提供してもらい、支援が必要な子ども等のシグナルを早期にキャッチできるよう取り組んでいる。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○		○	

公民連携子どもの居場所事業「子どもLOBBY」(R5予算:9,410千円)

事業概要

- ・公民連携により家庭でも学校でもない、子どもの第3の居場所となる施設「子どもLOBBY」を設置し、子どもの見守りを行うほか、地域で見守りを行う市民ボランティアが交流できる場や子どもや保護者が悩みを相談できる場として活用することで、貧困の連鎖に陥る前の子供を早期に発見し、スムーズに支援につなげる。また、非認知能力向上プログラムやキャリア教育イベント、不登校児童支援等を実施することで様々な角度から子どもの貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

取組のポイント

<子どもの居場所の運営及び保護者相談支援>

子どもたちが出す「シグナル」の早期発見を目的に、子どもたちの第3の居場所として運営している。子どもの「シグナル」を発見した場合は「子どもの未来応援ネットワーク事業」と連携し、支援へとつなげる。また、子育てに悩む保護者等の相談に応じ、困り感を聞き出すことで必要な支援へとマッチングすることで、子どもたちの生活環境の改善を目指す。

<キャリア教育イベント>

子どもたちに自らの未来を切り開くきっかけとしてもらうことを目的として、企業・団体等との連携により子ども向けの職業体験等を実施する。

<不登校児童支援>

子どもの未来応援ネットワーク事業と連携し、不登校の小中学生を「子どもLOBBY」につなげ、様々な角度から支援を行う。

<非認知能力向上プログラム>

家庭や教育・保育現場で子どもたちがやり遂げる力や協調性などの非認知能力を向上させることができる環境を構築することを目的に、保護者や教育・保育に携わる者を対象に、子どもの非認知能力を向上させる子育て方法などを学べる機会を提供する。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
				○	

支援対象児童等見守り強化事業 (R5予算:4,780千円)

事業概要

- ・ひとり親家庭の子どもが孤立せず実情に合わせた適切な支援を総合的に受けられるよう、子どもや家庭状況等の確認を行うことを目的とし、対象の家庭へ食料品を配布する訪問を行い、課題等があると判断した場合は最も適切な支援へとつなげる。
- ・訪問時には子育て相談にも応じ、子どもや家庭に課題等が見られる場合は、子どもの未来応援ネットワーク事業等と連携し、解決に向けて適切な支援へとつなげ、子どもを取り巻く環境の早期改善を図るとともに、子どもたちが貧困の連鎖に陥ることを未然に防ぐ(予防する)。

取組のポイント

- ・学校等での見守りが特に希薄になる夏休み期間にひとり親家庭を訪問し、子どもや家庭の状況確認を行うとともに食料品を配布し、課題等があると判断した場合は子どもの未来応援ネットワーク事業等と連携し、解決に向けて適切な支援へとつなげる。
- ・専門的知識を持った者による対応が必要とするため、子育てに係る相談支援に精通するNPO等の事業者と連携し、委託により行う。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

「チーム学校」支援体制充実事業 (R5予算:7,098千円)

事業概要

<適応指導教室教育支援ルーム>

- ・様々な原因によって登校できない状況にある児童生徒に対して、門真市適応指導教室教育支援ルーム「かがやき」を設けている。個々の実態に合わせた支援を行い、集団への位置づけやカウンセリングを図り、基本的生活習慣の改善及び集団生活への適応を促し、学校生活及び社会生活への復帰を支援する。
- ・教育相談では、個の実情に応じて相談や話し合いを通じて、児童・生徒の悩みの解消を図り、生活意欲を高めるよう支援する。
- ・学習支援では、児童・生徒一人一人が個の実情に応じて学習を計画・実行することを支援する。
- ・必要に応じて、「教育支援ルーム」での児童・生徒の状況を各学校や保護者と情報共有する。
- ・課題としては、児童生徒の「居場所づくり」の位置づけを加えたことによるニーズの高まりに対応できるだけの指導員の配置。

<不登校対策学生フレンド>

不登校により家庭に閉じこもっている子どもの集団生活への適応を促すため、不登校対策学生フレンドが家庭訪問等を行い、その相談活動を通じて子どもの学校生活への復帰を支援し、健全育成を図る。

取組のポイント

- ・学校復帰を目標にするだけでなく、本人の居場所づくりとして、1人1台端末を活用したオンライン授業の参加や個に応じた学習支援・相談活動・生活支援体制の充実。
- ・家庭や学校と連絡を密に行い、日々連携することにより、子どもへの支援体制を強化。
- ・居場所づくりとして取り組むことで、家庭に閉じこもっていた子どもが適応指導教室教育支援ルームへ通い生活リズムの改善や学ぶ習慣を身に付けてきている。
- ・学校との連携により、子どもが自分のペースで適応指導教室教育支援ルームへ通い、学校への登校につながったケースもある。
- ・進路についての悩み相談や指導・助言を通して、自分の夢や目標を見つめ、進学先高校を主体的に決定し、進学できたケースもある。
- ・学生フレンドの働きかけにより、ともに登校したり別室にて学習したりすることができ、生活習慣の改善等についても効果が見られた。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			○

子ども食堂運営補助事業 (R5予算:3,000千円)

事業概要

・子どもを地域で見守る拠点となる子ども食堂の運営団体に対し、補助金を交付することにより、子どもへの食事の提供や地域とのつながりから、子どもが抱える悩み、家庭環境等の問題を発見するとともに、子どもが安心して過ごせる居場所の確保を図る。

◆開設補助

補助対象事業を実施するに当たり整備すべき備品の購入費等 (上限10万円:補助対象経費の2分の1)

◆運営補助

運営に必要な経費(上限20万円)

※おおむね月に1回以上の開催、1回あたり10人以上の参加、食品衛生責任者の配置、子ども食堂ネットワーク会議への参加などの要件あり

取組のポイント

- ・小学校区(10校)ごとに2カ所程度の子ども食堂を開設できるよう支援を行っていく。
- ・子ども食堂の活動が活発化するよう、勉強会の開催や啓発などの活動を子ども食堂ネットワークと連携して取り組んで行く。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業 (R5予算:12,500千円)

事業概要

- ・地域の社会福祉法人の協力を得て、特別養護老人ホームや保育施設などの社会福祉施設内において、市の委託する事業者が小学生を対象に学習習慣の定着や学習意欲の向上を目指した居場所づくりとして、学習支援事業を原則週1回行っている。
- ・社会福祉法人に配置される地域貢献支援員等による子どもの見守りや、必要に応じて保護者も含めた養育相談について協力を依頼しており、地域の社会福祉施設を拠点とした貧困の解消・貧困の未然防止を目的とする子どもの居場所づくりと、子どもの健全育成を目的とする地域ネットワークの構築を目指す事業である。

取組のポイント

- ・児童扶養手当の現況時にチラシを配架及び生活保護受給世帯(小学生がいる世帯)へチラシの配布を行い、支援を必要としている世帯への周知に取り組んでいる。
- ・母子父子自立支援員やスクールソーシャルワーカーにも協力を依頼し、支援している世帯及び子どもを本事業につないでもらうようにしている。
- ・学習だけでなく、レクリエーション等を取り入れることで、子どもの居場所としての機能を果たしている。
- ・子どもの見守りや養育支援を行うことで、子どもの健全な育成を助長し、貧困の解消・貧困の未然防止を目的とする子どもの居場所づくりと、子どもの健全育成を目的とする地域ネットワークの構築を目指している。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業 (R5予算:4,956千円)

事業概要

- 子どもの貧困対策の一環として、地域の子どもたちが、食を通じた団らんの中で子ども同士や地域の大人と関わることで、安心感や連帯感が得られ、社会性・自主性などを身につけることができるような子どもの居場所が広がるように、いわゆる子ども食堂を運営する団体等に対し、安全・安心に資する費用等、事業に要する費用の一部を補助することにより、子ども食堂の新規開設や活動促進を図る。

取組のポイント

- 市内で子ども食堂を実施している団体に対して、団体が実施場所において製造、加工、調理、盛付等を行う場合は1回7,000円、上記に寄りが多く、製造、加工、調理された食品により、軽食程度の食事の提供を行う場合は1回3,000円を補助している。ただし、月4回(年48回)が上限である。
- 市内で子どもの居場所づくりを実施する団体間の交流を促すため、情報共有や、研修を実施している。
- 子ども食堂を実施する団体の中には、学習支援も同日に開催している団体もあり、子どもの居場所としての機能を果たしている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

子ども食堂応援事業 (R5予算:1,758千円)

事業概要

・地方創生推進交付金を活用し、地域の子どもたちが無料又は低額で食事などの提供を受け、コミュニケーションを図り、気軽に安心して不安や悩みなどを相談できる拠点(以下、「子ども食堂」という。)の拡大を目的として、子ども食堂を実施又は新たに開設する団体に対して、設備及び運営に要する費用の一部を予算の範囲内において、泉南市子どもの居場所づくり事業(子ども食堂)補助金(以下、「補助金」という。)として交付、令和4年度は子ども食堂ネットワークを設置し、令和5年度からは登録団体において補助金申請のあった団体に対して、子ども食堂応援事業として補助金を交付を行う。

・令和3年度

子ども食堂を実施する団体を3事業者公募により選定し、補助金を交付する。

(補助額)運営に要する経費600千円/3ヶ所 設備に要する経費 3,000千円/3ヶ所

令和2年度に公募により選定された子ども食堂へ補助金を交付する。

(補助額)運営に要する経費200千円/1ヶ所

・令和4年度

令和2年度及び令和3年度に公募により選定された子ども食堂へ補助金を交付する。

(補助額)運営に要する経費200千円/4ヶ所

・令和5年度

子ども食堂ネットワークの登録団体において、補助金申請のあった団体に対して、子ども食堂応援事業として補助金を交付を行う。

(補助額)運営に要する経費200千円/8ヶ所

取組のポイント

・まち・ひと・しごと創生法に基づき令和2年3月に策定した「第2期泉南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のうち「プロジェクト2 子どもにやさしいまち～せんなん戦略」で掲げる地域共生の実現を目指すための一部の事業が、地方創生推進交付金事業「子どもやおとなが夢や希望を語り心身ともに豊かに育つ地域共生のまちづくり推進事業(令和2年度から令和4年度まで)」として6事業採択され、その中の1事業として実施。また、子ども食堂ネットワークを設置、上記食堂の他1団体を入れた5団体で交流会を実施、ネットワーク登録を行った

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

教育支援センターにおける機能拡充 (R5予算:15,658千円)

事業概要

・「貧困状態」が起因して不登校状態や学力低下に陥っている児童生徒への学習支援や人間関係づくりに関するプラットフォームとして教育センターを位置付ける。

取組のポイント

(1) 教育相談

- ・児童生徒、保護者、教職員への相談対応
- ・専門的知見からのアセスメントとプランニング、カウンセリング

(2) 教育支援センターの運営

- ・学校と連携した児童生徒への学習支援と生活リズム改善に向けた支援
- ・野外体験活動をはじめとする様々な体験学習支援
- ・学校復帰をめざした支援

(3) アウトリーチ型学校支援

- ・学校訪問による不登校傾向の児童生徒早期発見、早期支援
- ・SC,SSWの専門家等による全児童生徒に対するスクリーニングの実施、授業参観、助言、援助
- ・適応指導教室のノウハウやマンパワーをいかした助言、支援
- ・学生ボランティアの派遣

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

アウトリーチ型家庭教育支援事業 (R5予算:2,500千円)

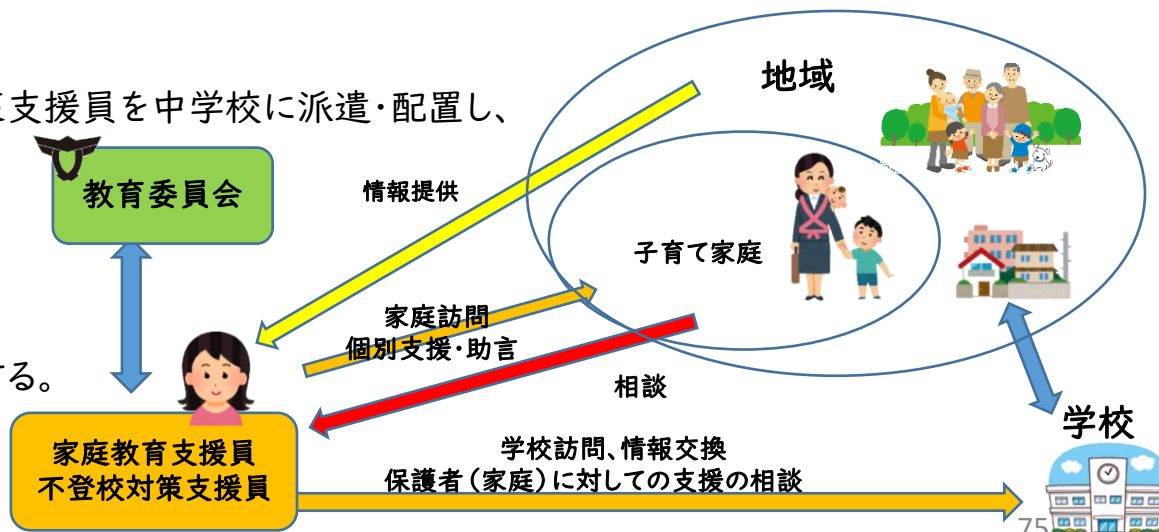
事業概要

核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化している中、家庭の経済的貧困、児童虐待、子どもの暴力行為等について社会全体で家庭教育を支援する必要性が益々高まっている。

そこで、アウトリーチ型家庭教育支援事業を実施し、訪問支援活動と親学習の機会の提供を一体的に行うなど、地域人材を活用した「家庭教育支援員・不登校支援員」が、困難を抱えた家庭に必要な支援を届けることができる体制を構築し、家庭や子どもを地域で支える取組みの実施促進を図る。

取組のポイント

- ・家庭教育支援員を小学校に、不登校対策支援員を中学校に派遣・配置し、長期欠席者の報告についての丁寧な聞き取りを実施し、その対応について個別に協議する。
- ・不登校児童生徒について、個別の状況をこれまで以上に把握し、解消に向けて学校及び関係機関と連携する。



- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

情(こころ)の教育実践支援事業 (R5予算:2,676千円)

事業概要

- ・こころのケアとサポートについて、専門的な知識を有する公認臨床心理士を、「ピアサポーター」として1名配置し、児童生徒、保護者に対する個別のカウンセリングや、全生徒を対象にしたアドベンチャーカウンセリング(情操教育)等を行う。
- ・課題のある児童・生徒を発見した際は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉部局等の関係機関と連携し支援する。
- ・学校への支援として、校内ケース会議、不登校対策委員会、いじめ対策委員会等に、ピアサポーターを参加させることにより、教職員に対する助言・支援を行い、その情報を学校と共有し保護者へ寄り添い支援していく。
- ・必要に応じて学校外の関連機関(子ども家庭センター、枚方少年サポートセンター等)へつなぎ、早期発見、早期対応の支援へと導く。

取組のポイント

- ・ピアサポーターは、高度な知識を有する公認心理士でありその知識や経験を活用できる相談体制を構築する。
- ・課題を有する家庭が孤立することがないように、その家庭に寄り添った支援をする。また、適切な関連機関につなぐことで手厚い支援を行う。
- ・学校やPTA、地域の民生委員等と連携を深めることにより、課題をもつ家庭の早期発見をめざす。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

生徒指導支援員派遣事業 (R5予算:960千円)

事業概要

- ・日常的な学校生活全般及び学習に係り、生徒指導上の支援を要する児童生徒の校内支援体制を構築するため、生徒指導支援員を派遣する。

取組のポイント

- ・支援員は、学校と連携し、児童生徒の状況をきめ細かく把握し、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。
- ・交野市教育センター定例会や、必要に応じて開催される個別のケース会議において情報共有したうえで、支援を行う。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ピアサポーター(公認臨床心理士)、交野市教育センター相談員と連携し、児童生徒及び保護者の支援を行う。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

学習支援員派遣事業 (R5予算:5,616千円)

事業概要

- ・学習において困難さを感じる児童・生徒の学びの支援、及び外国にルーツのある児童・生徒の日本語でのコミュニケーション及び学習に係る支援を行うため、学習支援員を派遣する。

取組のポイント

- ・学習指導や日本語指導が必要な児童・生徒が増加傾向にある中、日本語指導については、外国語でのコミュニケーションが可能な支援員をより多く派遣し、きめ細やかな支援を行う。
- ・各校が作成する個別の状況記録シート及び個別の指導計画を共有し、支援員、学校、市教育委員会が連携を図りながら支援を進める。また、外国にルーツのある児童・生徒については、状況に応じ、関係機関等とも連携し、対応する。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ピアサポーター(公認臨床心理士)、交野市教育センター相談員と連携し、児童生徒及び保護者の支援を行う。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとし た支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の 切れ目ない支援	(C)居場所と連携した 見守り	(D)一元的な相談窓口 の設置	(E)その他 (独自の取組)	
○					

教育相談員配置事業 (R5予算:6,455千円)

事業概要

- ・交野市教育センターに、公認心理士の資格を持つ相談員を2名配置し、交野市内の18歳未満の児童生徒及び保護者の相談・カウンセリングを行ったり、交野市立学校からの相談を受けたりする。
- ・相談内容は、学校生活全般や登校に関わることなど生徒指導的側面を持つものや、個々の発達及び特性等に関わる支援教育的側面を持つものなど、多岐にわたる。相談員は学校と連携を図りながら継続的にカウンセリングを行い、必要に応じて福祉部局や医療機関等の関係機関につなぐ。

取組のポイント

- ・児童生徒、及び保護者にとっての継続的な心の居場所となり、安心安全な学校生活につながっている。また、必要に応じて発達に係る検査等も行いながら、福祉部局や医療機関と連携し、より専門的な視点から働きかける。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

教育センター非常勤職員配置事業 (R5予算:2,778千円)

事業概要

- ・交野市教育センターに非常勤職員1名を配置している。
- ・児童・生徒支援ルームに登室する児童生徒の学習支援、登校に係る支援を行い、学校へつなぐ。
- ・児童・生徒支援ルームでは何らかの理由で学校に登校しにくい児童・生徒はの学習支援や生活指導、教育相談などを行い、必要に応じて保護者との面談などを行う。スクールソーシャルワーカーや教育相談員と連携し、保護者や児童・生徒に福祉的な支援が必要な場合は関係機関や学校と相談して支援に繋ぐこともある。
- ・また、学校から児童・生徒へ生徒指導、学習指導等に係る相談を受け、指導助言を行ったり学校訪問を行ったりし、必要に応じて福祉部局等の関係機関と連携を図りながら継続的に学校の支援を行う。

取組のポイント

- ・児童・生徒支援ルームに来室する児童・生徒は増加傾向にあり、学校と連携を図り登校へつないでいく上で、本教育センター職員の役割は大変重要なものとなっている。また、本教育センター職員は元管理職であり、学校からの多岐にわたる相談についても、豊富な知識・経験も生かしながら対応し、関係機関との連携を図ることで、学校に対して具体的な支援することができる。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

開校支援事業 (R5予算:2,817千円)

事業概要

- ・令和4年度に新しく開校し、令和7年度に中学校と統合する小学校(交野みらい小学校)に教育センター非常勤職員(元管理職)を1名配置し、児童の見守りを行う。また、教職員と連携を図り、児童が学校生活を送るうえでの支援を行う。
- ・児童を見守る中で、必要に応じて福祉部局等関係機関とも連携を図り、多様な視点から児童の安心安全な学校生活を支援する。また、児童から相談を受けた際はスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどとも連携し、必要な支援に繋げていく。

取組のポイント

- ・新校開校及び中学校と統合するという大きな動きの中で、本教育センター職員の存在は児童にとっても学校にとっても大きな支えとなっている。特に、新たな環境に適応しにくい児童について、実際に見守ったり、教職員にその対応について指導助言を行ったりするなど、すべての児童の学校生活と学習活動を保障する支援を継続している。引き続き、関係機関とも連携を図り、多様な視点から児童が抱える課題等の早期発見・早期対応に努め、支援に生かしていく。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

子どもの貧困緊急対策事業 (R5予算:18,491千円)

事業概要

- ・学力向上推進…大学生や地域の人材を「学習支援員」として、小中学校(小学校7校、中学校3校)に配置し、主に小学校低学年と中学生の授業中のサポート体制の充実を図る。
- ・生徒指導支援…市内中学校区ごとにスクールソーシャルワーカーを3名、各小学校を中心に2名のスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒やその保護者に寄り添い、個別の課題に応じて柔軟に対応し適切な援助を行う。また、貧困の問題が多様化してきており、教職員の対応が増加傾向にあることから、AIスクリーニングシステムを導入し、迅速な対応を行い各関係機関につなぐ環境づくりを行う。

取組のポイント

- ・課題を有する児童生徒に気づき、必要な支援へつなげたり、学校の中での見守りにより、不登校を減らすことができる。
- ・授業中のサポート体制の強化により、課題を有する児童生徒の心が安定し、学習の習慣が付き、学習意欲を向上させることができる。
- ・教育支援センターの分室を整備し、家庭事情や不登校児を受け入れる環境を増設している。また、スクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として任用し、多様化している学校現場での保護者の相談対応を行っており、AIスクリーニングシステムを活用することで、必要な支援や関係機関との連携を図る。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

大阪狭山市子どもの居場所づくり推進事業 (R4予算:1,300千円)

事業概要

・子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通じた安心して過ごせる居場所づくりを行う事業を実施する団体に対し、事業実施に要する経費の一部に補助金を交付し、すべての子どもたちが健やかに生活できる環境整備を促進することを目的とする。

取組のポイント

- ・補助対象となる事業は、相談支援や交流の場を提供することにより、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごし、安全に活動できる居場所づくりを行う事業。
- ・大阪狭山市内で実施されるもので、年間を通じ月2日以上、1日あたり2時間以上実施するなどの要件がある。
- ・補助金額は、年間通算の実施日数に応じた区分の補助基準額を適用し、算出した合計額(上限50万円)を上限とし、予算の範囲内で決定する。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A) 学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B) 就学前から就学後の切れ目ない支援	(C) 居場所と連携した見守り	(D) 一元的な相談窓口の設置	(E) その他(独自の取組)	
○					

家庭教育支援事業(スクールカウンセラー配置) (R5予算:3,822千円)

事業概要

- ・阪南市家庭教育支援チームの一員として子どもの生活・心理面での環境についてアセスメントする。
- ・課題を抱える児童・保護者に寄り添い、学校で行うカウンセリングだけでなく、必要に応じ家庭訪問によるカウンセリングを行い、外部機関との連携を検討するなど、早期から適切な支援を行う。
- ・市福祉部局やCSWなどの関係機関と連携し、適切な支援につなげ早期支援を行う。

取組のポイント

- ・カウンセリングを必要とする家庭にカウンセラーが関わることで、児童の安定が図られる。また、保護者や児童が誰にも話すことのできていない課題をカウンセリングによって掘り起こすことで、早期に適切な支援につなげることができる。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

家庭教育支援事業(教育支援センター) (R5予算:5,809千円)

事業概要

- ・教育支援センター指導員・補助指導員が家庭教育支援チームの主軸となり、教育支援センター在籍児童生徒に対する直接支援と、各校における不登校児童生徒や不登校傾向にある児童生徒に対する家庭訪問を実施し、SCやSSWなどの専門家と連携し、児童生徒、家庭のアセスメントを行い、各関係機関や各校園と連携し、適切かつ効果的な支援をプランニングする。
- ・各校におけるスクリーニング機能を活用し、現在の貧困や問題行動、不登校などの対応力を高めるとともに、将来の引きこもりに対する支援について、CSWと連携し、引きこもりの未然防止について検討し、実施する。

取組のポイント

- ・アセスメントによる家庭の経済的な支援の洗い出しと市福祉部局との連携による支援を実施し、家庭環境の改善を図る。
- ・不登校又は不登校傾向のある家庭に対し家庭訪問などを実施し、保護者を支援する。
- ・専門家などと保護者がつながることで、保護者の児童生徒に対する関わり方を共に考え、保護者の心理的負担を軽減し、児童生徒の不登校状態の改善を図る。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
					○

島本町子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業 (R5予算:750千円)

事業概要

- ・子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境を整備することを目的として、島本町内で開設している、または開設する予定の子ども食堂の運営者に対し、開設費用・運営費用に対する補助金を交付する。平成30年度から開始。
- ・対象は、原則として月1回以上開催し、1回につき10食以上を準備し、食事の提供は無償または食材の実費程度の金額を徴収して行う子ども食堂である。
- ・開設補助は、備品購入費や施設改修費等に対する一部補助で、上限15万円。
- ・運営補助は、食材費や消耗品費、施設の使用料や食品衛生責任者となるための講習会受講料など、運営に関する経費に対する一部補助で、上限10万円である。
- ・令和4年度は5か所に補助金を交付(運営補助5か所、開設補助0か所)。令和5年度に新たに1か所の子ども食堂がオープンし、現在7か所の子ども食堂が開設されている状況である(うち1か所は補助金交付なし)。令和5年度、さらに2か所開設が予定されている

取組のポイント

- ・小規模な町村であることから、貧困対策というよりも、「子どもの居場所」であることを前面に打ち出して制度周知を行い、より気軽に参加いただけるよう配慮している。
- ・また、各子ども食堂について、母子・父子自立支援員や家庭児童相談、教育委員会事務局を通じて学校やSSWに情報提供を行っている。なお、補助金交付要綱において、子ども食堂の利用者が配慮を要する状態であると認めた場合、町をはじめとする関係機関との連携に努めるものとする規定している。

【特徴的な居場所の事例】

- ・現在開催されている子ども食堂は、利便性の高い場所で開催されており、予約がすぐ満席になると聞いている。
- ・ひとり親家庭の方からは、参加したことにより、精神的な落ち着きを得られたとの声がある、また運営者からは、町内に転入直後で知人がおらず孤独感を感じていた親子が参加し、「来てよかった」との声が寄せられたと聞いている。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
	○				

子育て・家庭教育支援事業 (R5予算:1,390 千円)

事業概要

- ・「子どもの未来応援センター」を拠点に、家庭教育支援員で構成する家庭教育支援チーム「ほっこり」を配置。
- ・未就学児、前期課程の児童を対象にアウトリーチ型家庭教育支援(家庭教育支援員による全戸訪問)を実施し、支援が必要な家庭を早期に発見し、福祉と教育が連携し、適切な支援につなぐ。
- 年3回、就学前児童(5歳)及び1~6年生の全家庭訪問。
- 年3回、子育て情報誌「ほっこり」の作成。訪問対象家庭への配付。
- 年3回、家庭教育支援チームが学校を訪問し、児童生徒との交流を深める。
- 福祉と教育、学校がつながる会議の開催。

取組のポイント

- ・ 家庭教育支援チームを要保護児童対策地域協議会の実務機関に位置付けることで、福祉部局や教育委員会部局とリスクが高い家庭等について個人情報のやり取りができ、連携した支援につなげている。
- ・ 家庭教育支援チームと学校等との連携・相談窓口を、福祉課に一本化することで、スムーズな連携につなげた。
- ・ 福祉部局と教育委員会部局が「子育て・家庭教育支援事業」を共同実施したことにより、顔の見える関係になり、学校や地域、行政のつながりが強くなった。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○	○				

子どもの貧困対策強化促進事業 (R5予算:40千円)

事業概要

- 学校の教職員及び町福祉部内の多職種職員(子どもの未来応援センター担当者)による全児童のスクリーニングを行い、1つの機関では気づかない児童の状況を把握し、教育と福祉の連携による切れ目ない支援を提供する。
- 学校や子どもの未来応援センターだけでは気づけなかった子どもやその家庭の課題を把握し、支援方策の再検討を行い、支援につなぐ仕組みを構築する。

取組のポイント

- 複数の職員や専門職が、すべての子どもを対象にスクリーニングに取り組むことにより、多面的にアセスメント・プランニングができ、子どもや家庭が支援から漏れ落ちることを防ぐ。
- 学校が年3回開催する「学校版スクリーニング会議」に子どもの未来応援センター担当職員も参加することにより、教育と福祉の連携が進み、現在支援している家庭や今後支援が必要と思われる家庭の情報共有や支援方策へのつながりをスムーズに行う。
- 就学後の子ども・家庭の様子を追い、支援の効果を検証することができ、就学前に必要なサービスの検証を行う。
- スクリーニングシートを活用した取り組みを、市区町村子ども家庭総合支援拠点の業務である実情の把握に位置付ける。
- スクリーニングシートを活用し、顕在化した「気づき」や「変化」を教育委員会部局と福祉部局が共有するため、個人情報保護審査会に意見を聴き、予防的支援が必要な場合は、収集した個人情報を目的外利用又は外部提供が可能となるよう整理。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○					

忠岡町立小学校スクールカウンセラー配置事業 (R5予算:1,817千円)

事業概要

- ・いじめ、不登校、暴力行為等の児童の問題行動、児童虐待等の諸課題に対応するため、児童や保護者に対するカウンセリングの実施。
- ・学校内巡視やケース会議に参加することで、教職員に対して専門的観点から助言を実施。
- ・町内全小中学校のSC、SSWと府のSSWSVが参加する連絡会において、情報共有にとどまらず、事例検討を実施することで各校の支援を実施。

取組のポイント

- ・ケース会議において専門的な立場からアセスメントを行い、児童に直接かかわる教職員とその内容を共有することで、学校内での適切な支援につなげる。
- ・担任教員の作成した学級内で支援が必要だと感じられる児童に関する情報シートに基づき、SCが児童に係る教員等へ直接助言することで、必要な専門的関わりがスピーディに行われるようにする。
- ・校内巡視を行い、児童らの行動観察等を実施。支援を要すると思われる児童の早期発見に繋ぐ等、アウトリーチを図る。また担任教員へ直接助言を行う等、直接処遇する教職員のSVとしての役割を担い、教職員の対応力や専門性の向上を図る。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
		○			

忠岡町適応指導教室等運営事業 (R5予算:7,110千円)

事業概要

- ・心理的または情緒的な原因によって登校できない状況にある児童・生徒のために、適応指導教室を設け、個別や小集団での教育相談、様々な活動を通し、人間関係の回復や社会的自立を促し、学校・社会生活への復帰を支援する。
- ・学習活動では、個に応じた学習の計画・実行を援助し、自立を促すとともに学校生活への適応を図る。

取組のポイント

- ・学校復帰を目標にするだけでなく、本人の居場所づくりとして、個に応じた学習指導・相談活動・生活指導体制を充実。
- ・家庭や学校と日々連携することにより、子どもへの指導体制の強化。
- ・家庭に閉じこもっていた子どもが適応指導教室へ通い、生活リズムの改善や学ぶ習慣を身に付けさせ、将来的には、学校復帰につなげる。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
	○				

子ども相談ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)による引継ぎ巡回 (R5予算:7,529千円)

事業概要

- ・子ども相談ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の枠組みの中で、所属機関間の引継ぎを丁寧に行い、情報の分断を防止する。
- ・保育所・幼稚園・こども園・小学校・中学校・学童保育所への新入生の情報を、「引継ぎ巡回」という形で子育て支援課が各校園所を訪問し、情報を伝達する。

取組のポイント

- ・各校園所に巡回して出向き、顔の見える関係性を構築し、円滑な日常連携、きめ細やかな支援を目指す。
- ・子ども相談ネットワークのモニタリングシートを活用して、乳幼児期からの情報を提供する。シートでの申し送りにより、校園所内の情報共有にも活用されている。
- ・子ども相談ネットワーク事務局のメンバーとして、教育委員会指導主事が兼務体制をとっており、引継ぎ内容は教育委員会とも共有している。
- ・モニタリングシートの内容は、基礎情報、ケース概況、登校状況、児童の見守りポイント、保護者の見守りポイント等を網羅し、経済問題やそれ以外の視点も併せてアセスメントができるよう内容を工夫した。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所 への支援
(A) 学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B) 就学前から就学後の切れ目ない支援	(C) 居場所と連携した見守り	(D) 一元的な相談窓口の設置	(E) その他(独自の取組)	
					○

子ども食堂の推進 (R5予算:976千円)

事業概要

- ・住民提案協働事業制度の活用により、子どもたちが地域の人たちと一緒に楽しく食事をし、心が満たされて安心して過ごすことができる場を提供することで、豊かな心を育み、成長できる居場所づくりを推進する。
(現在は町内で2団体が実施)

取組のポイント

- ・住民活動団体が、子ども食堂の運営を通じて、地域に根ざした活動を展開し、子どもたちの心と体のよりどころとなるよう取り組む。

【特徴的な居場所の事例】

孤食になりがちな子どもたちの、地域の居場所づくりとなるよう実施している。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A)学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B)就学前から就学後の切れ目ない支援	(C)居場所と連携した見守り	(D)一元的な相談窓口の設置	(E)その他(独自の取組)	
○	○				

教育相談事業 (R5予算:2,597千円)

事業概要

- ・いじめ、行き渋り、不登校、暴力行為等の児童の問題行動、児童虐待等の諸課題に対応するため、就学前児童から小学生、保護者に対するカウンセリングの実施。
- ・校内巡視やケース会議に参加することで、教職員に対して専門的観点から助言を実施。
- ・町内専門家チームを構成(SC・SSW・CSW・SSWSV・町教委)し、多職種連携を推進することで、情報共有にとどまらず、各種専門家の視点を生かして各校の支援を実施。

取組のポイント

- ・各種発達検査の実施に向けた事前説明から検査実施後のフィードバックまでをパッケージとして行うことで、保護者との関係構築を進めたうえで、適切な手立てができるようにする。
- ・ケース会議において専門的な立場からアセスメント・モニタリングを行い、児童にアプローチする教職員とその内容を共有することで、学校内での適切な支援につなげる。
- ・担任教員との情報共有により支援が必要だと感じられる児童を観察し、教員等へ直接助言することで、必要な専門的関わりがスピーディに行われるようにする。
- ・校内巡視を行い、児童らの行動観察等を実施。支援を要すると思われる児童の早期発見に繋ぐ等、アウトリーチを図る。また担任教員へ直接助言を行う等、教職員の対応力や専門性の向上を図る。

- 取組の区分 -

貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組					地域の居場所への支援
(A) 学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ	(B) 就学前から就学後の切れ目ない支援	(C) 居場所と連携した見守り	(D) 一元的な相談窓口の設置	(E) その他(独自の取組)	
○		○			

授業支援員配置事業 (R5予算:7,496千円)

事業概要

- ・小学校・中学校に非常勤講師を計4名配置し、教職員が空き時間を活用することで、学習支援や、問題行動、不登校等、個々の児童生徒・家庭が抱える課題と向き合い、対応を図る。
- ・貧困を要因の1つとする行き渋り、不登校等問題行動の見られる児童・生徒等の個別指導を行う。

取組のポイント

- ・個々の非常勤講師の特性、強みを生かし、受け皿の選択肢を増やすことで、児童生徒や家庭に合わせたアプローチができるよう采配を工夫している。
- ・貧困に起因する学力低下から自己肯定感の低さにつながる事例が多く、美術(図工)や体育、音楽などの実技系教科で自信をつけさせるよう、それら専門教科の人員配置を行っている。
- ・家庭環境により十分に学習することができない児童生徒に対し、授業中の支援とともに放課後の個別指導を行うことで居場所づくりも進めている。